

はじめに



「ひと・まち・自然」輝く 故郷の創造

私たちのまち笠松町では、調和を大切にしたまちづくりを基本的指針として、豊かで質の高い暮らしの実現をめざし、人間味豊かなふれあいを大切にする道徳のまちづくりを進めてまいりました。

しかし、急速な人口構造の変化、グローバル化や地方分権の進展に加え、地球規模での環境問題への対応や多様化する住民ニーズなど、本町を取り巻く環境は急激に変化しており、岐阜都市圏の一翼を担う創造文化都市として成長を続けるためには、将来を見据え自立した町政運営の実現が求められています。

こうした時代の変化を踏まえ、本町の個性と活力を活かし、現在・過去・未来に責任が持てる持続可能なまちづくりを進めていくため、「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」を将来像とする第5次総合計画を策定いたしました。

この計画は、恵まれた自然などの個性ある資源との共生と活用、住む人や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを実践していくための指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定したもので、住民の皆様のご理解とご協力をいただくため、アンケート調査やパブリックコメントなど、初期段階よりさまざまな機会を通して、住民参加による計画づくりを行ってまいりました。

この計画に基づき、今後も住民の皆様と手を携え、夢と課題を共有しながら、特色あるまちづくりを進めてまいりますので、今後も皆様の幅広い参画とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、大変多くの方にご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

笠松町長 広江 正明

CONTENTS

I 序 論001

- 1 総合計画の趣旨002
- 2 計画の構成002
- 3 社会潮流004
- 4 本町の現状007
- 5 住民意識調査からみる本町012
- 6 本町のまちづくりの課題014

II 基本構想017

- 1 まちづくりの理念018
- 2 まちづくりの将来像020
- 3 将来人口022
- 4 土地利用構想023
- 5 基本方向024

III 基本計画031

基本方向1 いのち輝くやさしいまち032

- 政策1 ひとにやさしく、元気に暮らせるまち032
 - (1) 地域福祉の推進032
 - (2) 健康づくりの推進034
- 政策2 高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるまち036
 - (1) 高齢者福祉の推進036
 - (2) 障がいのある人の福祉の推進038
- 政策3 みんなで子どもを見守り、育てるまち040
 - (1) 子育て支援の推進040
- 政策4 一人ひとりを大切にするまち042
 - (1) 人権尊重社会の実現042

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち044

- 政策1 まちの未来を担う子ども・若者をはぐくむまち044
 - (1) 幼児教育・学校教育の充実044
 - (2) 青少年の健全育成046
- 政策2 誰もがいつでも、いつまでも学び、活躍できるまち048
 - (1) 生涯学習の充実048
 - (2) スポーツ活動の推進050
- 政策3 まちの歴史を次代につなぐまち052
 - (1) 歴史・文化の継承と活用052

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち054

政策1 多様な産業が活力を生み出すまち054

(1) 地域特性を活かした農業の推進054

(2) 商工業の振興056

(3) 観光・イベントの推進058

政策2 みんながいきいきと地域づくりに取り組むまち060

(1) コミュニティ活動の充実060

(2) 活発なまちづくり活動の推進062

基本方向4 便利で快適な住みよいまち064

政策1 暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち064

(1) 計画的な土地利用の推進064

(2) 便利で快適な道路網の整備066

(3) 公共交通体系の充実068

政策2 快適でいつまでも住みたいまち070

(1) 良好な住環境の創出070

(2) 清潔で快適な環境の整備072

政策3 未来の環境を守るまち074

(1) 循環型社会の構築074

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち076

政策1 いざという時にも安心できるまち076

(1) 防災対策の推進076

(2) 消防・救急体制の充実078

政策2 地域みんなで安全・安心な環境をつくるまち080

(1) 防犯体制の強化080

(2) 交通安全対策の推進082

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち084

政策1 住民と行政が力を合わせるまち084

(1) 住民参加によるまちづくりの推進084

(2) 気配り行政の推進086

政策2 広い視野を持って行財政運営に取り組むまち088

(1) 効果的な行政運営の推進088

(2) 健全な財政運営の推進090

(3) 広域行政への対応092

資料編095

1 笠松町総合計画審議会 諮問・答申096

2 笠松町総合計画審議会設置条例098

3 笠松町総合計画審議会 名簿099

4 笠松町第5次総合計画策定の経過100

5 笠松町第5次総合計画 策定体制101

6 総合計画の変遷102

7 パブリックコメントで寄せられた意見103

I

序論

Master Plan

1 総合計画の趣旨

現在、わが国は少子高齢化の進行や高度情報化社会の到来、地球環境問題への対応、住民ニーズの多様化、景気悪化による税収の減少など、めまぐるしい変化の途上にあり、さまざまな課題に直面しています。

このような状況下で、本町においては、これらの課題に的確に対応し、住民相互の絆を深め、魅力あるまちづくりを実現することが求められています。住民と行政のパートナーシップのもと、計画的なまちづくりの方向性を示すとともに、総合的かつ効率的な行政運営を行っていく必要があります。

そこで本町では、今後の社会情勢の変化や財政状況などを勘案した上で、住民と行政のまちづくりの行動指針となる「笠松町第5次総合計画」を策定します。

2 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成するものとします。計画の対象は、町が主体となる施策や事業としますが、国や岐阜県の関連計画および広域的視点から周辺市町との連携にも配慮したものとします。

(1) 基本構想

本町のまちづくりの基本理念やめざす将来像を明らかにし、住民と行政が協働で推進する「まちづくりの方針」として位置づけ、平成23年度からの10年間における住民と行政の共通の指針とします。

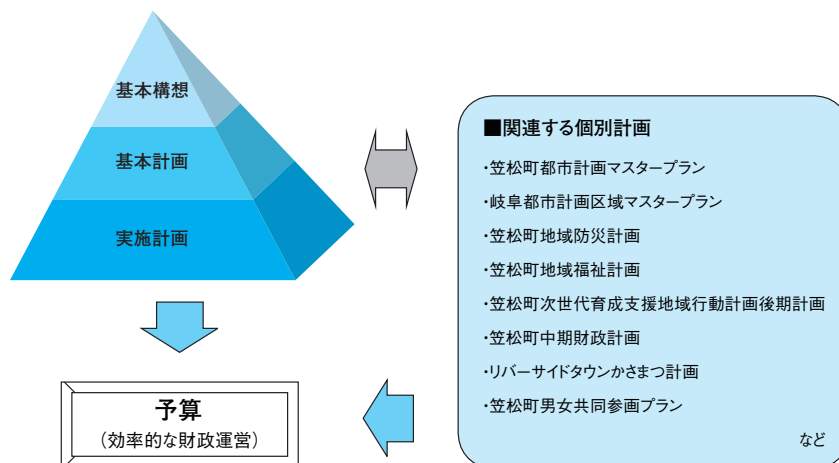
(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野にわたって特に取り組むべき各施策の方針と具体的内容を明らかにするものです。また、実現性を確保するため、あわせて「まちづくり指標（数値目標）」を設定します。計画期間は10年間とし、社会経済環境の変化などへの的確な対応を図るため、中間年度に進捗状況を検証し、必要な見直しを行います。

(3) 実施計画

基本構想における理念や、基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式¹で見直します。

■計画の構成（イメージ図）



■計画の期間

平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
基本構想 10年間									
基本計画 10年間(中間年度見直し)									
実施計画 3年間									
	実施計画 3年間								
		実施計画 3年間							
※毎年度ローリング									

¹ ローリング方式

中長期の行財政計画などの実施過程で、計画と実施実績との間の相違を毎年チェックし、実績に合わせて計画を修正、計画目標の達成を図る方法のこと。

3 社会潮流

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

全国的に少子高齢化が進行するとともに、わが国の総人口は平成 17 年に減少に転じ、本格的な人口減少社会²を迎えています。これにより、地域活力の低下や労働力人口の減少、社会保障費の増大などが懸念されています。

これからの社会においては、地域における健康づくりや生きがいづくりとともに、元気な高齢者の就労拡大が期待されています。また、男女共同参画の推進による女性の社会進出を進めるとともに、子育て支援策の充実やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）³の普及による本格的な少子化対策の推進が求められています。

(2) 経済・雇用状況の変化

アメリカ発の世界的な景気後退、東アジアを中心とする急速な経済成長と産業構造の高度化のなかで、日本国内の景気は低迷し、失業率や有効求人倍率の悪化が続いています。さらに、「格差社会」と言われるように、地域間、産業部門間の格差が拡大しており、年金や保険制度における持続の可能性を含め、経済や雇用の先行きに対する不透明感が高まっています。

また、経済のグローバル化が進展するなか、日本の持つ優れた技術力やアニメ、ファッションなどの文化力への期待が高まっており、高い付加価値を生み出す人材の育成に向けての、教育への投資がますます重要になっています。

² 人口減少社会

人口が継続的に減少を続ける社会のこと。平成 17 年の国勢調査結果で、平成 17 年 10 月 1 日現在の総人口が前年（平成 16 年）10 月 1 日現在の推計人口を下回っていることが判明した。10 月 1 日現在の人口が前年を下回ったのは、第 2 次世界大戦後初めてのことであり、わが国が「人口減少社会」に突入したことが明確となった。

³ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にすること。

⁴ 低炭素社会

地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

⁵ 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、また、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

⁶ 生物多様性

さまざまな生態系が存在すること、並びに生物の種間および種内にさまざまな差異が存在すること。

⁷ ICT [Information and Communication Technology]（情報通信技術）

IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

⁸ NPO [Nonprofit Organization]

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

(3) 環境保全と安全への関心の高まり

地球環境問題の深刻化により、低炭素社会⁴や循環型社会⁵の構築、生物多様性⁶の保全など、世界的な環境意識が高まっており、国際的な枠組みづくりが進んでいます。こうしたなか、エコロジーをキーワードとしたエコ家電やエコカー、エコ住宅の普及など、環境に配慮したライフスタイルに新たな価値が見出されています。

また、近年、大規模な自然災害や感染症の発生、犯罪の続発などを背景に、安全に対する意識も高まっています。

今後、世界の人口・経済の拡大により、化石エネルギー資源の枯渇が懸念されるとともに、生態系の破壊や経済社会活動による国土や地球環境への負荷の増加なども顕在化してきており、わが国は、高い技術力に根差した環境技術先進国として、環境や安全に対する国際的な期待が高まっています。

(4) 高度情報化社会の進展

携帯電話やインターネットなどの急速な普及や、社会現象となったタブレット型携帯端末の発売にみられる高度情報化社会の進展は、生活の利便性や産業の生産性の向上だけでなく、人と人とのつながり方を含め、あらゆる社会生活に大きな変化をもたらしています。このような状況を踏まえ、国民生活の向上や産業などの地域活性化、行政情報の公開を促進するために、インターネットを活用した地域の情報化への取り組みがより一層必要となっています。

また、情報通信技術の発達により、遠隔地においても高度な情報へのアクセスが容易になることから、産業立地の分散や自宅勤務など勤務形態の多様化が進むとともに、地域防災やセキュリティの確保、医療・介護などのさまざまな分野における技術の応用が期待されており、ICT(情報通信技術)⁷を活かしたまちづくりの展開が求められています。

(5) 住民参画の拡大と新しい公共

社会の成熟化や価値観の多様化などにより、ボランティア活動やNPO⁸活動などが活発化しています。「当事者意識を持ち、人の役に立ちたい」という意識のもと、誰にでも居場所と出番があり、みんなが人に役立つことの喜びを大切にする社会、新しい公共づくりが始まっています。

今後、住民参画の動きを積極的にとらえ、個人・企業などの社会への貢献意識をさらに促すとともに、地域における地縁型のコミュニティや、NPO団体などの新しい活動との連携強化を図っていくことが求められています。

(6) 地方分権のさらなる進展

平成 12 年の「地方分権一括法⁹」の施行、さらに平成 18 年の「地方分権改革推進法¹⁰」の成立により、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することとなりました。また、平成 19 年の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律¹¹」の成立にともない、財政の健全化を踏まえた体制づくりが求められています。

平成 22 年には「地域主権戦略大綱」が策定され、基礎自治体への権限移譲の議論が本格化してきています。

今後、より一層少子高齢化が進行し、全国的な人口減少の局面を迎え、財政支出がふくらむ反面、税収増を期待できない状況が懸念されており、こうした課題に対応するため、行財政の仕組みの転換が迫られています。

⁹ 地方分権一括法

地方分権改革の柱として、平成 9 年 7 月の国会により、475 本の法律改正案から成る法案として成立し、平成 12 年 4 月から施行された。これにより、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化などが図られた。

¹⁰ 地方分権改革推進法

地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備することを目的とした法律。平成 18 年 12 月に成立し、平成 19 年 4 月から施行された。

¹¹ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

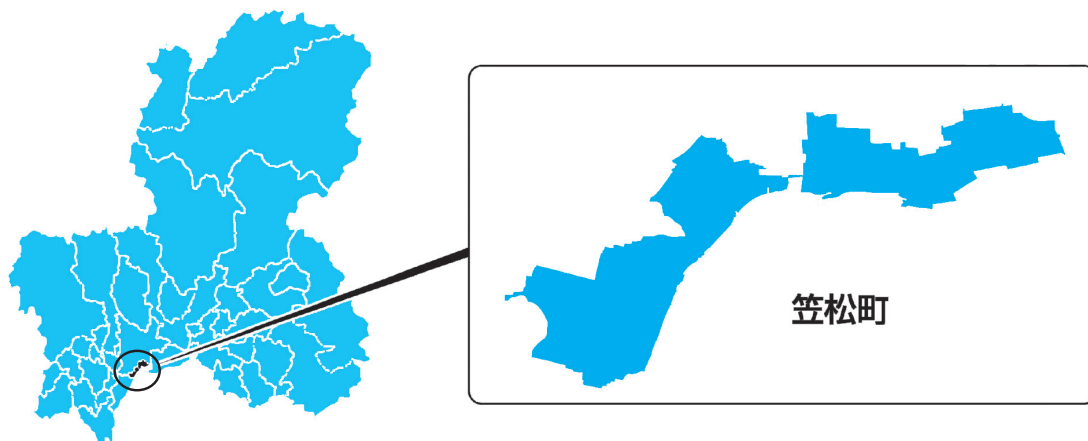
平成 19 年 6 月に公布され、平成 21 年 4 月に全面施行された。財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため、地方公共団体の財政の全体像を明らかにすることとされている。

4 本町の現状

(1) 地勢

本町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、一宮市に隣接しています。木曽川右岸に沿って帯状に広がる低湿地にあり、西に養老山脈と伊吹山、北に回って金華山、さらに御嶽山などが眺望できます。北部の境川、南部の木曽川にはさまれた旧輪中地帯の一部でもあり、これを地理上からみると、東経 136 度 45 分 58 秒、北緯 35 度 21 分 51 秒、海拔 10.81 メートルであり、本町の面積は 10.36 平方キロメートルで、その面積のおおよそ 3 分の 1 は木曽川が占める、岐阜県下で 3 番目に小さな面積の自治体となっています。

また、木曽川に架かる国道・主要道路、J R・名鉄の橋があり、岐阜市と名古屋市を結ぶ最短ルートです。



(2) 歴史・沿革

本町は、古くから水陸の交通の要衝として開け、木曽川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地でした。

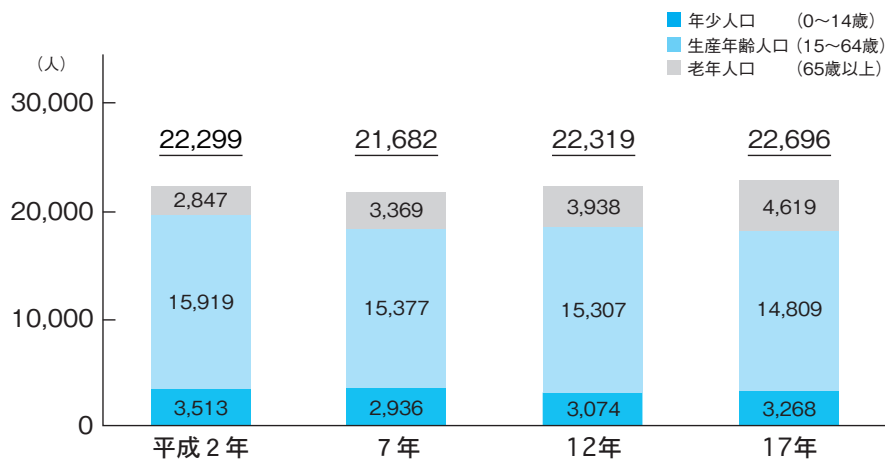
江戸時代には幕府直轄地として笠松陣屋、明治維新後は笠松県が置かれ、明治 6 年 3 月に岐阜へ移庁するまで県政を執った岐阜県政発祥の地です。

明治 22 年 7 月の町制施行により笠松町となり、昭和 25 年に松枝村、同 30 年に下羽栗村と合併し、平成 21 年の町生誕 120 年を経て今日に至っています。

(3) 人口・世帯の状況

人口は、微増傾向にあります。特に老年人口が増加傾向にあります。

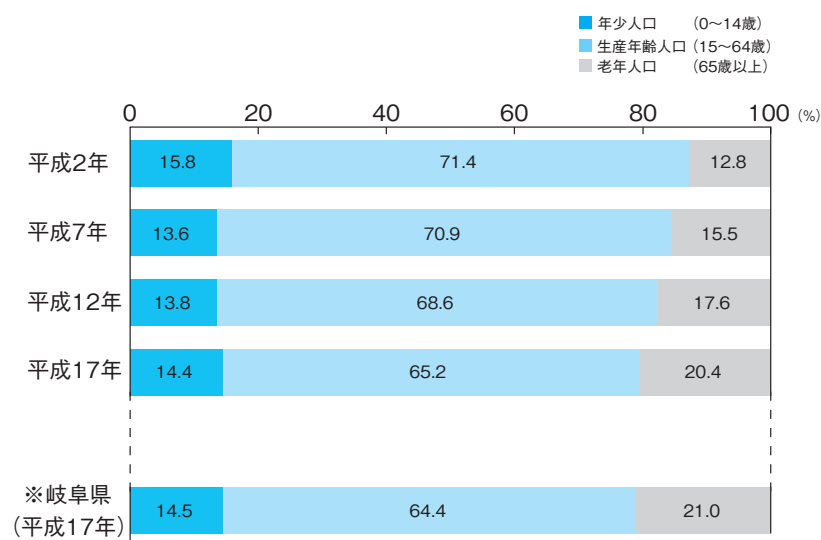
■人口の推移



資料：国勢調査
※年齢不詳人口を含んでいるため、平成2年の合計は内訳の合計と一致しません。

平成17年の岐阜県との比較では、構成比が同程度にあります。

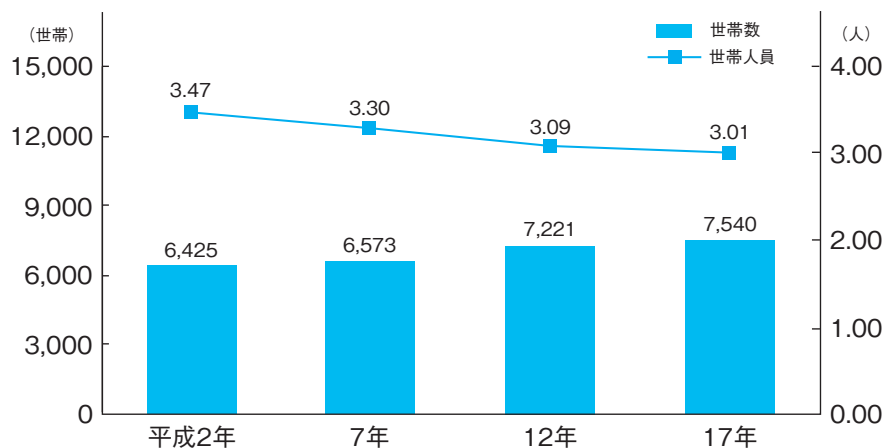
■年齢区分別割合の推移



資料：国勢調査
※年齢不詳人口の関係により、合計が100%にならない場合があります。

世帯数は増加傾向、世帯人員数は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

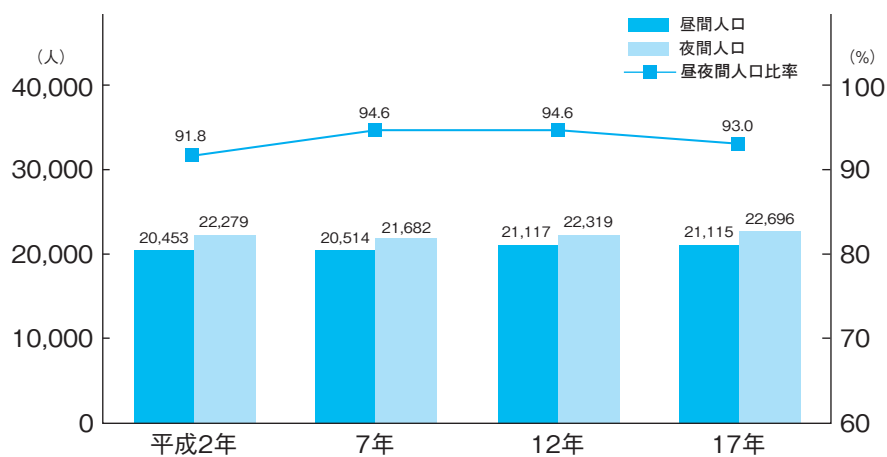
■世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

町外への通勤・通学者が多くなっています。

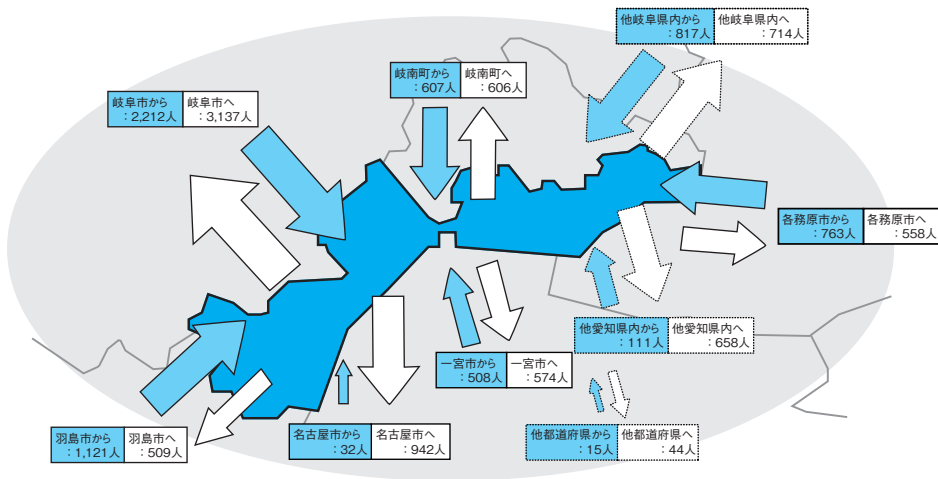
■昼夜間人口の推移



資料：国勢調査

岐阜市からの移動、岐阜市への移動が、特に多くなっています。

■通勤・通学者の移動状況

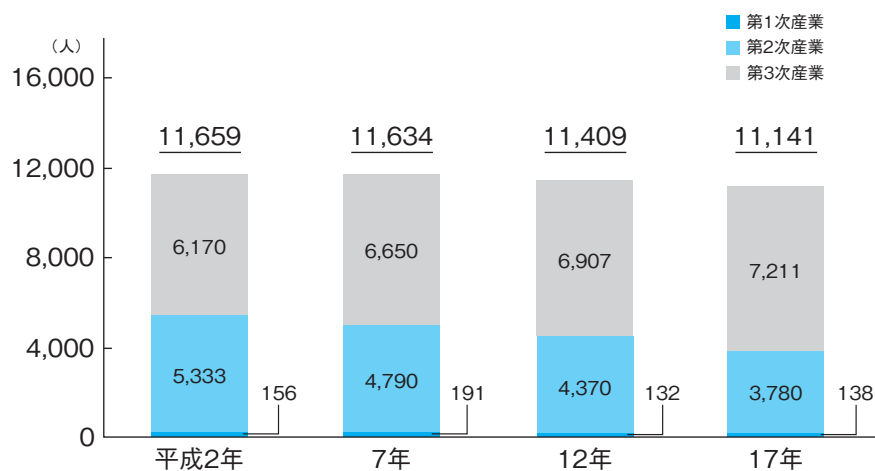


資料：国勢調査（平成 17 年）

(4) 産業の推移

就業者総数は微減傾向ですが、第3次産業就業者（商業・サービス業など）は増加傾向にあります。

■産業別就業者数の推移



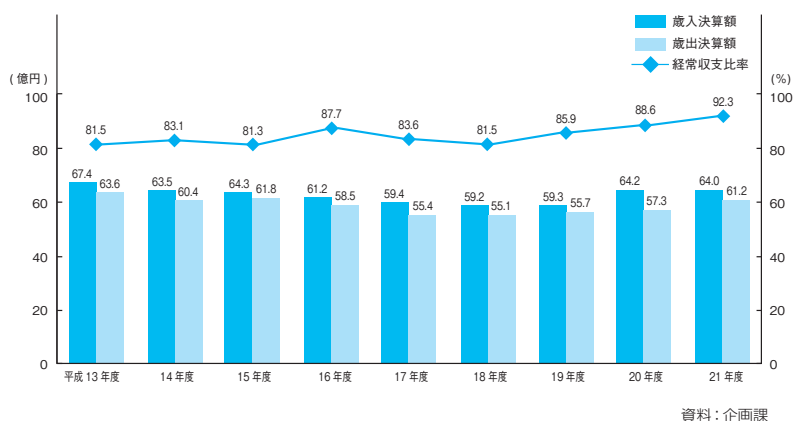
資料：国勢調査

※「分類不能の産業」を含んでいるため、合計は内訳の合計と一致しない場合があります。

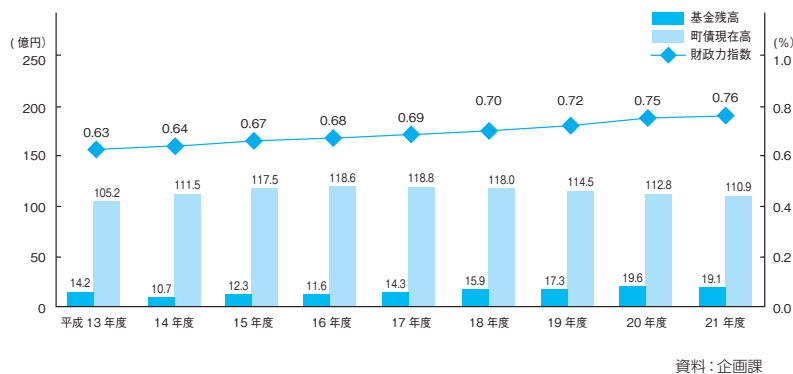
(5) 財政の状況

財政の硬直化が進んでおり、余裕を持った財政運営が難しくなっています。

■歳入決算額¹² および歳出決算額¹³ と経常収支比率¹⁴ の推移



■基金残高¹⁵ および町債現在高¹⁶ と財政力指数¹⁷ の推移



¹² 歳入決算額

町税や地方消費税、地方交付税交付金、町債などをすべて加えた歳入の総合計。

¹³ 歳出決算額

義務的経費や投資的経費にその他の経費をすべて加えた歳出の総合計。

¹⁴ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める経常的な経費の割合。

¹⁵ 基金残高

将来的な歳出に備えた基金で、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせた総合計。

¹⁶ 町債現在高

資金調達のために町が発行する公債の残高。

¹⁷ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を用います。この数値が高いほど財源に余裕があるとされている。

5 住民意識調査からみる本町

本計画を策定するにあたり、行政施策の各分野における住民ニーズを把握し、今後の行政運営に活用していくため、平成 21 年度に住民意識調査を実施しました。

■調査概要

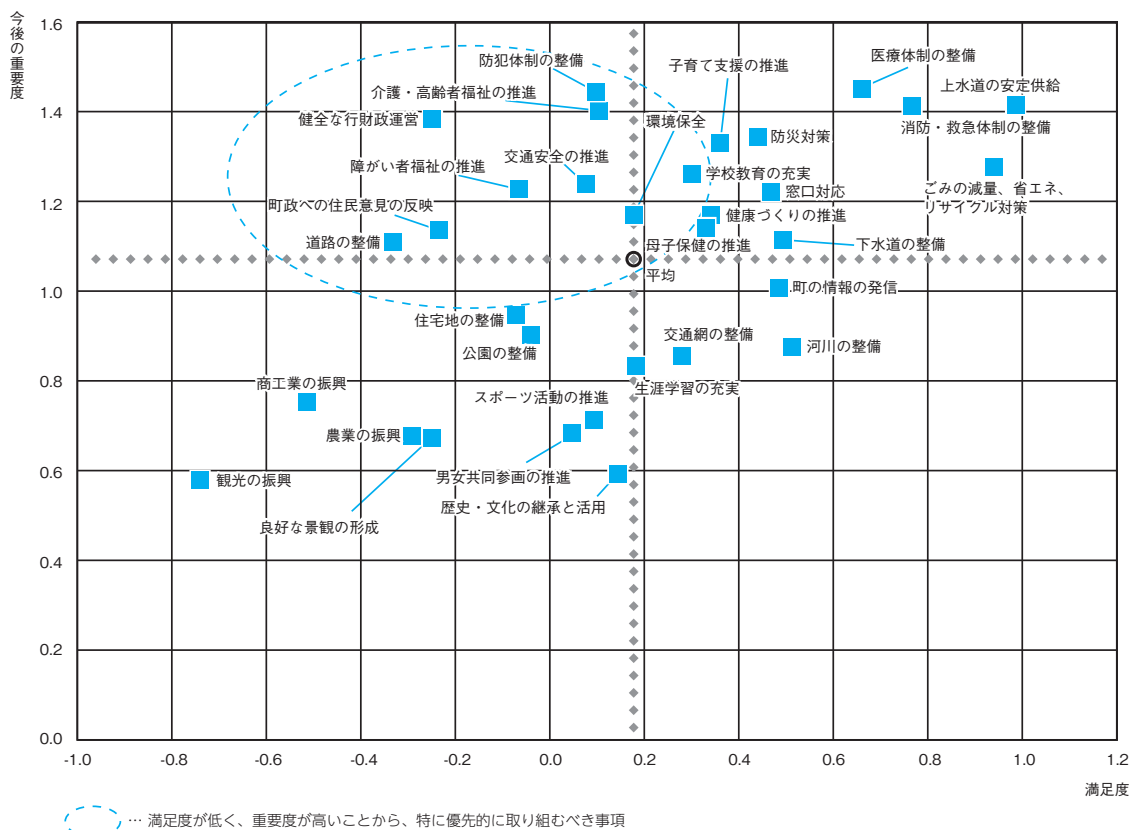
【一般住民】：平成 21 年 10 月 1,022 / 2,000 名 (回収率 51.1%) 郵送配布回収

【中学生】：平成 21 年 11 月 184 / 184 名 (回収率 100%) 直接配布回収

(1) 行政施策に対する住民の意識

行政施策の分野別に住民意識調査の結果をみると、福祉や安全・安心に関係する分野を重視する意見が全体的に多くなっています。

■行政施策の満足度・重要度（一般住民）

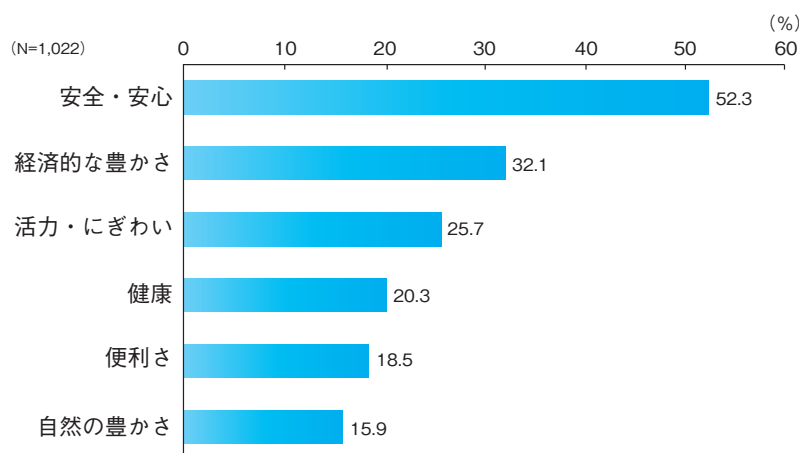


資料：平成 21 年度住民意識調査

(2) まちの将来像について

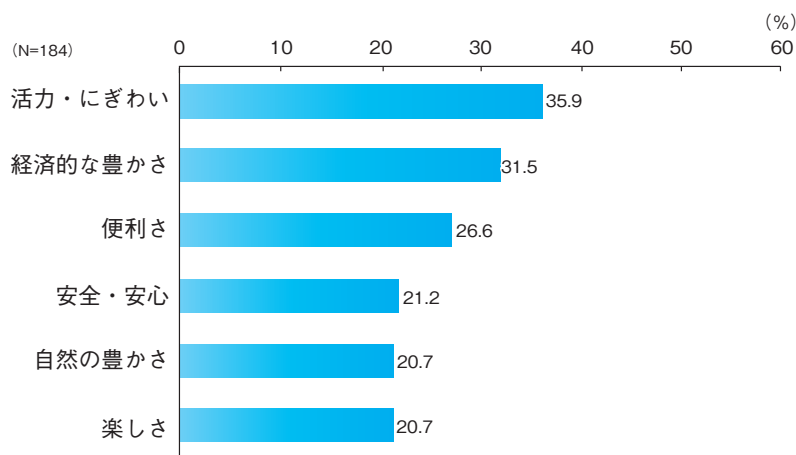
今後、本町がめざすべき将来像についての調査結果をみると、「安全・安心」が群を抜いて多く、特に住民から求められていることがわかります。次いで「経済的な豊かさ」や「活力・にぎわい」が求められており、中学生調査でも関心が高くなっていることから、若者の定住に向けて、雇用・所得の安定や産業の活性化などに関する取り組みを強化していく必要があると考えられます。

■まちの将来像（一般住民）



資料：平成 21 年度住民意識調査

■まちの将来像（中学生）



資料：平成 21 年度住民意識調査

※Nは、集計対象者の総数を表しています。

6 本町のまちづくりの課題

(1) 保健・医療・福祉や人権について

本町では、民間総合病院をはじめとする医療体制が充実しており、少子高齢化が進むなか、介護施設や保育所などの各種福祉施設についても充実を図ってきました。住民意識調査においても、医療体制の充実や介護・高齢者福祉の推進、子育て支援の推進への住民の関心は、他分野に比べ高くなっています。

少子高齢化に対応した健康づくりの取り組みや医療体制のさらなる充実とともに、各種福祉施策の推進が求められています。

また、住民誰もが支え合い、ふれあうことができるあたたかな人間関係づくりの基礎として、一人ひとりの人権尊重の意識づくりが大切となっています。

(2) 教育・文化について

本町では、学校と地域の連携のもと「夢と希望をはぐくむ教育」の充実をめざして取り組んできました。住民意識調査においても、学校教育の充実への関心が高くなっています。また、公民館などの利用も活発になっており、生涯学習に対する住民ニーズも高まりつつあります。

ライフスタイルの多様化などを背景に、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動においてもさまざまな住民ニーズがみられるなか、「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実や、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが必要となっています。

(3) 経済・住民活動について

本町では、農業・商工業ともに従事者数や販売総額が下降傾向にありますが、中学生への住民意識調査においては、とりわけ、活力やにぎわいのあるまちへの関心が高くなっています。今後、若い世代の定住を進めるためにも、地域ブランドの確立や地域資源、風土を活かした産業の振興が求められています。

また、住民自身による地域活動も近年活発になってきており、住民意識調査によると、住民の7割強で、町内会活動やボランティア活動といった、何らかの地域活動への参加経験や参加希望がみられます。地域の活力の基本となる住民活動についても、より一層、活性化を図る必要があります。

(4) 都市基盤について

本町では、名鉄笠松駅のバリアフリー¹⁸化や各種公共施設の耐震化を進めてきました。今後、木曽川河川敷の活用や公園の整備など、基盤となる各種インフラの整備とともに、快適で住みよいまちに向けて、計画的な土地利用の推進が求められています。また、世界的に省エネやリサイクル、生物多様性などの環境保全意識が高まりつつあるなか、身近な住民生活からはじめる環境保全の取り組みが重要となっています。

(5) 防災・防犯・交通安全対策について

大規模な自然災害や、凶悪化する犯罪に対し、住民の不安が高まっています。災害や犯罪への対策においては、地域での取り組みが大きな力を発揮することから、住民と行政の協働による地域防災活動や防犯活動、交通安全の推進など、あらゆる住民生活の場面での協働の取り組みを進めていく必要があります。

(6) 協働のまちづくりと町政運営について

本町では、年々、財政が硬直化してきており、住民意識調査においても、健全な行財政運営への関心が高くなっています。今後は、限られた財源のなかで効果的で効率的な施策の展開を図っていくことに加え、行政と住民の適切な役割分担による協働のまちづくりを進めることが必要となっています。そのためには、窓口対応や町の情報発信、町政への住民意見の反映機会を充実するなど、情報の共有や意見交換の仕組みづくりが必要です。

¹⁸ バリアフリー

本来、住宅建築用語で使用するもので、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

Ⅱ

基本構想

Master Plan

1 まちづくりの理念

本町では、第4次総合計画により地域の特性を活かした「笠松独自の魅力づくり」と、住民と行政それぞれの力と知恵の調和による「住民と行政との新たなパートナーシップづくり」によるまちづくりを進めてきました。

第4次総合計画の期間中には、「道徳のまち笠松」をめざし、平成19年の条例施行など、社会貢献の精神や道徳心、マナー・ルールを大切にする風土と人づくりへの取り組みや、「木曾の流れと共に 未来へ続け！笠松町」をスローガンに平成21年に実施された町生誕120年事業などをはじめとしたさまざまな施策によって、まちづくりを推進してきました。

これから進める新たなまちづくりでは、これまでの成果と進むべき方向性を継承しつつ、新たな社会環境の変化や地域課題に対応した、将来に向けて持続可能なまちをめざしていきます。

本計画では、本町の持つ歴史や文化、清流木曽川に代表される恵まれた自然など個性ある資源との共生と活用、多様な住民や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、それぞれの個性を魅力へと高めるとともに、住民と行政がそれぞれの役割をしっかりと担い、協力し合うことで、町全体が調和ある輝きを放つような一体感の醸成をめざし、「個性を活かし“調和”を大切にしたまちづくり」をこれから進めるまちづくりの理念とします。

“個性”を活かし
“調和”を大切にした
まちづくり



2 まちづくりの将来像

まちづくりの理念に基づき、これまでにあげられた課題に対して、本町の人や地域、自然、歴史文化などのさまざまな個性が、調和を大切にしながら、それぞれが高め合い、より一層の輝きを放つことができるよう、まちづくりの将来像を「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」と設定します。

清流木曽川に抱かれた

“ひと・まち・自然”輝く 創造文化都市

笠松町でめざす将来像の達成に向け、特に以下のような具体的な姿を描き、重点を置きながら、今後 10 年の取り組みを総合的に進めます。

(1)「ひと」を活かしたまちづくり

ひと

「道徳」を、住民の精神的な生活に「文化」として根付かせるため「笠松町道徳のまちづくり条例」を広く普及・啓発し、美しい心を持つ“笠松人”をはぐくみます。

特にまちの未来を担うこととなる子どもや若者を、厳しく、そしてあたたかく見守り、導くことができるよう、青少年健全育成事業の推進や、学校、家庭、地域の連携強化により、人が人を思いやり、お互いを大切にするまちをつくれます。



まち

(2) 「地域」を活かしたまちづくり

笠松町に住む人々が求める安全で安心な環境。それは地域のつながりや、住民活動から生まれます。これからの10年は、住民と行政との「協働」で地域づくりを進めることが重要になります。「協働」の考え方を広く普及するとともに、住民に最も身近な町内会活動や、NPO、ボランティア活動への支援を通じ、それぞれの地域を舞台に、個性あふれるいきいきとした活動から感動が生まれるまちをつくります。



自然

(3) 「自然」を活かしたまちづくり

私たちの祖先は、時に脅威となる自然環境と共生しながら、まちを発展させてきました。身近な暮らしのなかで、歴史や文化を活かしたうまいのある景観づくりや環境保護活動を進め、みんなが自然や景観について考え、共生するまちをつくります。



3 将来人口

(1) 総人口の設定

全国的な少子高齢化の進行とともに、本格的な人口減少社会を迎えているなか、本町においても人口の減少が予測されています。

本町においては、今後もこれまで進めてきたまちづくりを継続し、恵まれた立地特性や地域が持つさまざまな特性を活かし、より一層この地に住む魅力を高めていくことにより、目標年次（平成 32 年）における人口を 22,500 人とします。

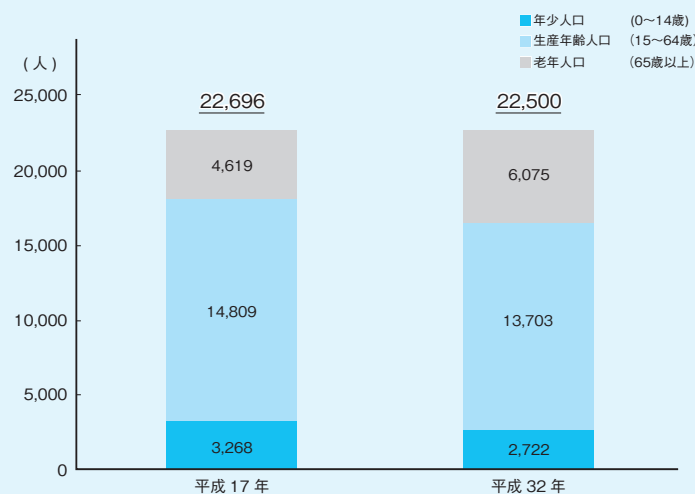
22,500 人

(2) 年齢階層別人口の設定

社会的要因などを背景に、65 歳以上の老年人口は将来に向け急激に増加すると予測されます。

また、0～14 歳までの年少人口および 15～64 歳までの生産年齢人口については減少することが予測され、目標年次の年齢 3 区分別の人口を次のとおり想定します。

■年齢階層別人口の設定



資料：平成 17 年国勢調査（平成 32 年は目標値）

4 土地利用構想

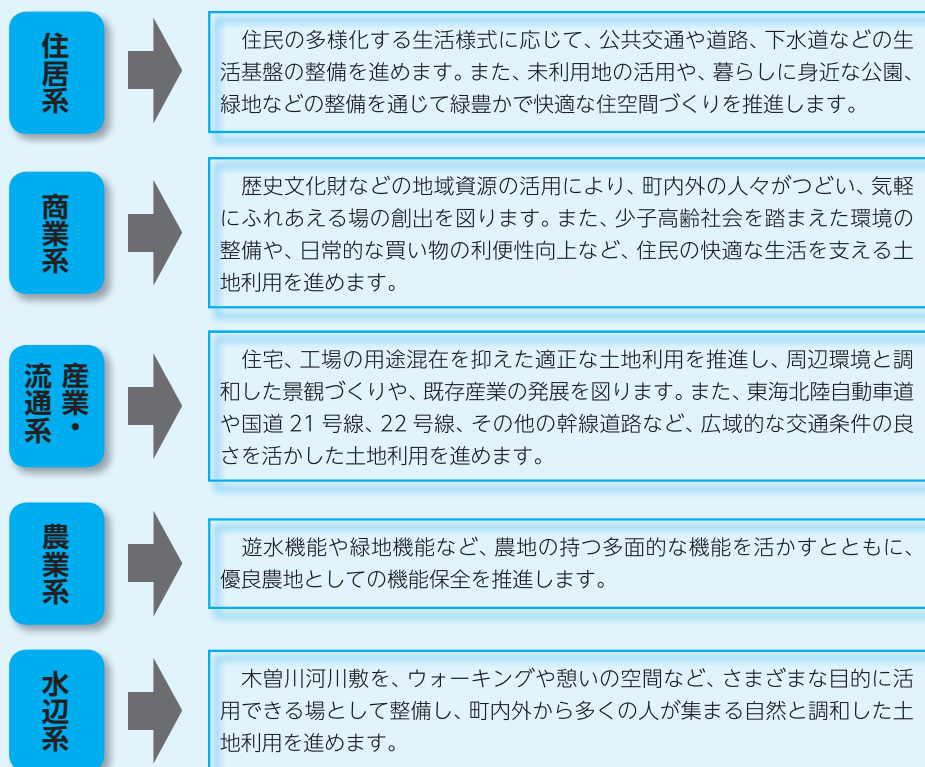
(1) 土地利用の基本方針

木曽川の自然環境や優れた立地条件、現在まで受け継がれてきた地域文化など、本町の特性や地域資源を活かしながら、人々が安心して安全にいきいきと暮らすことができるよう、以下の視点で土地利用を進めます。

- ◆自然環境や地域文化との共生と、次世代への継承。
- ◆災害などに対する、住民生活や社会活動の安全性の確保。
- ◆町内外の盛んな交流の創出による、活性化の推進。
- ◆持続可能なまちづくりの視点や経済状況に応じた、効率的で効果的な土地利用。
- ◆周辺市町との整合を図り、広域的視野に立った計画的な土地利用。

(2) 利用区分別土地利用の考え方

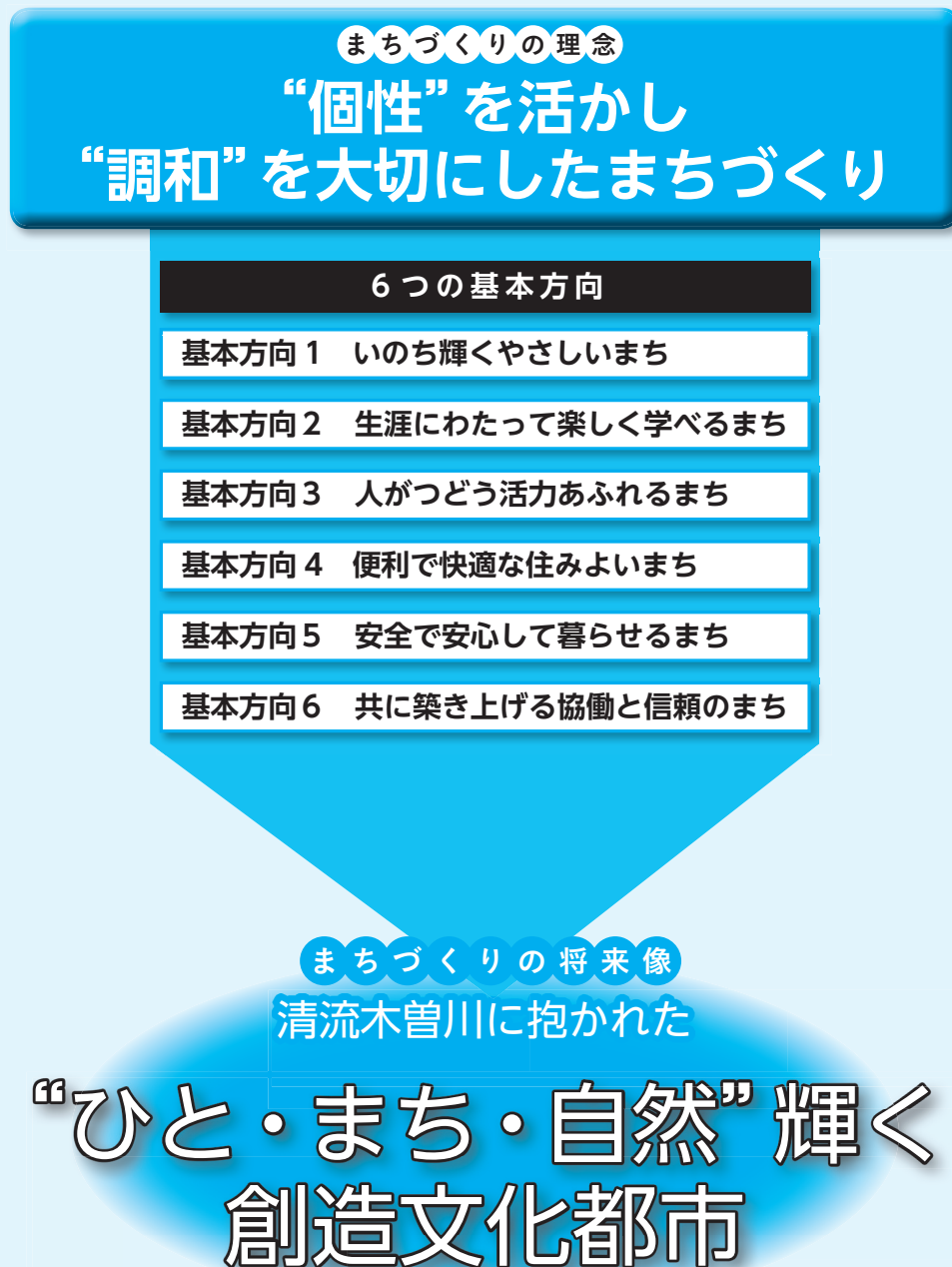
基本方針で示したそれぞれの方向性を踏まえた上で、利用区分別の土地利用について次のとおり推進します。



5 基本方向

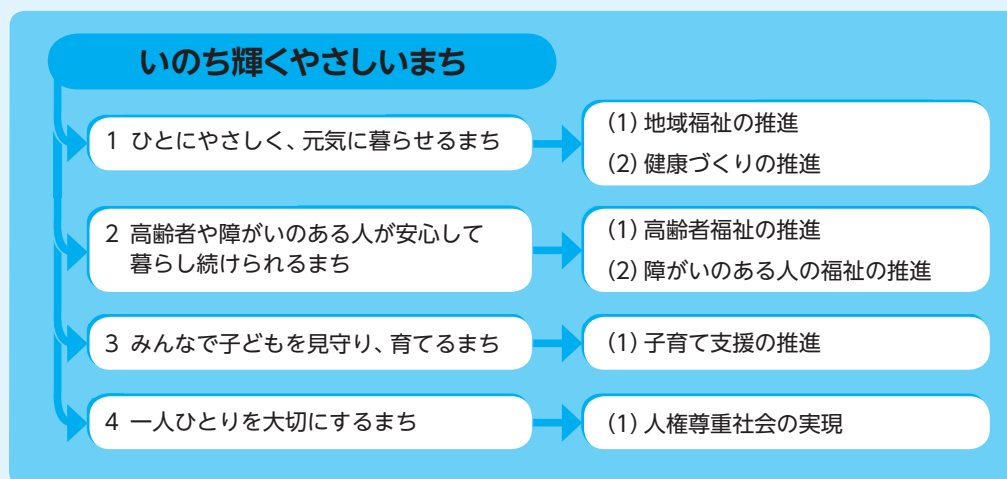
これからの新しいまちづくりの基本理念となる「“個性”を活かし“調和”を大切にしたまちづくり」を踏まえ、将来像である「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」の達成に向けて、6つの基本方向を定め、それぞれの施策を展開します。

■まちづくりのイメージ図



基本方向 1 いのち輝くやさしいまち

すべての人が安心して自立した生活を送ることができるよう、地域福祉を進めるとともに、一人ひとりの健康づくりを支援します。また、高齢者や障がいのある人、子どもや子育て家庭に対する支援の充実と人権意識の醸成により、いのち輝くやさしいまちをつくれます。



【政策】

1 ひとにやさしく、元気に暮らせるまち

身近な地域で、お互いに助け合い、支え合える地域づくりを進めます。また、いつまでも健康で、できる限り自立して生活できるよう、住民自身の健康づくり活動を支援します。

2 高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるまち

高齢者や障がいのある人への生きがいづくり活動への支援や、各種介護サービスなどの充実により、支援が必要になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 みんなで子どもを見守り、育てるまち

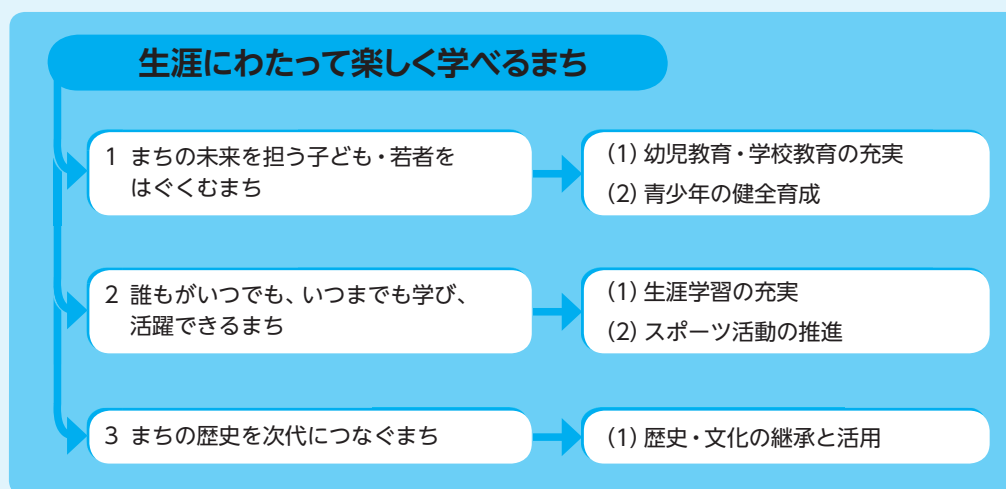
子育て家庭が安心して子どもを育てることができ、地域みんなで子どもを見守り、はぐくむまちをつくれます。

4 一人ひとりを大切にするまち

啓発などにより人権に関する認識を深め、偏見や差別などの人権侵害のない環境をつくれます。

基本方向 2 生涯にわたって楽しく学べるまち

子どもから高齢者まで、誰もがいつでもどこでも自分らしく学び、活動できる環境づくりを進めるとともに、先人から受け継いだまちの歴史や魅力ある文化の継承とその活用に努め、生涯にわたって楽しく学べるまちをつくります。



【政策】

1 まちの未来を担う子ども・若者をはぐくむまち

学校、家庭、地域の連携により、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、心身の健全な育成を促す環境を整備します。

2 誰もがいつでも、いつまでも学び、活躍できるまち

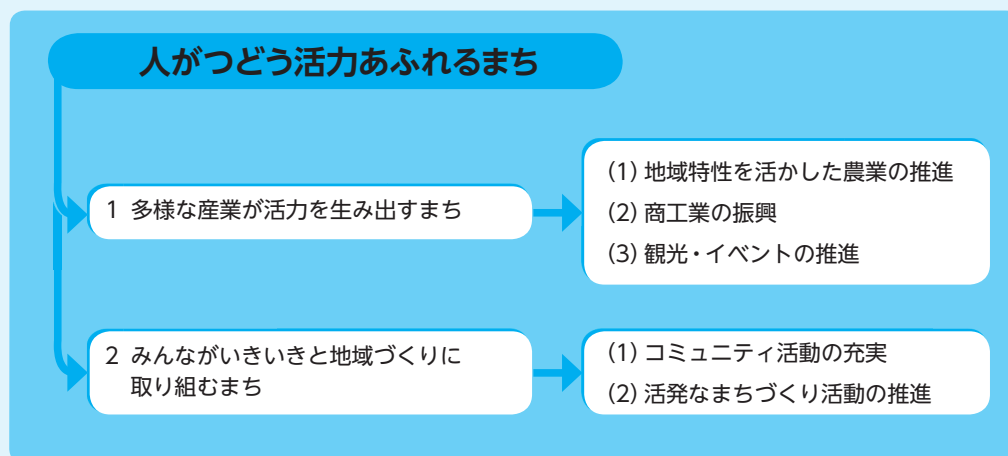
住民のさまざまな学習やスポーツニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、学んだ知識や経験を広く活かせるまちづくりを進めます。

3 まちの歴史を次代につなぐまち

先人から受け継いだまちの歴史や文化を守り、活用するとともに、次代に伝える取り組みを進めます。

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち

地域固有の資源や活動を活かした観光やイベント、農業や商工業の振興などによって、町内外の交流と主体的な活動の活性化を促進し、人がつどう活力あふれるまちをつくれます。



【政策】

1 多様な産業が活力を生み出すまち

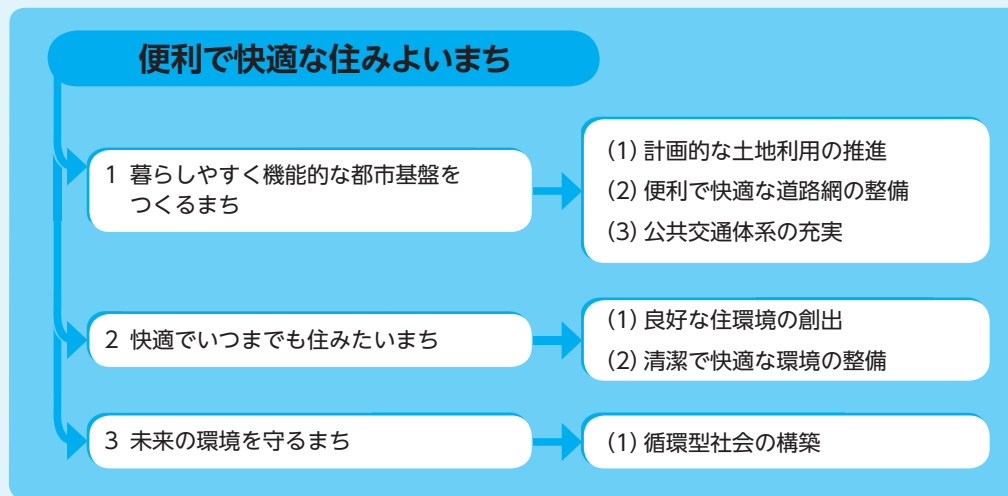
住民と行政が一体となって、地域資源を活かした農業、商工業、観光振興を進め、ゆとりと生きがいを持って生活できる環境づくりを推進します。

2 みんながいきいきと地域づくりに取り組むまち

住民による身近なコミュニティ活動や新たなまちづくり活動を促進し、住民がいきいきと活躍できるまちづくりを進めます。

基本方向4 便利で快適な住みよいまち

利便性と自然環境が調和した、快適で安全なまちづくりを進めるとともに、住民生活における環境保全への取り組みを活発化し、便利で快適な住みよいまちをつくります。



【政策】

1 暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち

計画的な土地利用を進めるとともに、安全で環境にやさしい道路整備を進め、暮らしやすい都市基盤を整備します。

2 快適でいつまでも住みたいまち

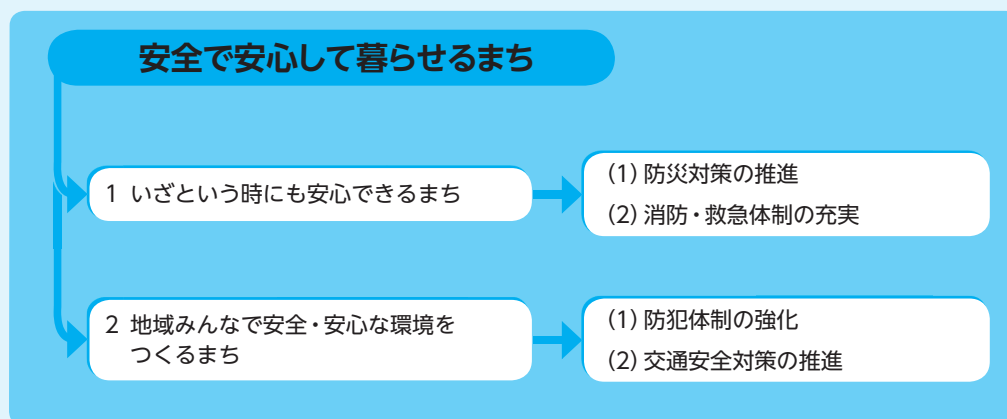
行政と住民との協働により、暮らしやすく、清潔で美しい住環境を整備します。

3 未来の環境を守るまち

環境への負荷を低減する生活スタイルを浸透させるとともに、自然との共生を図り、環境を守り、育てるまちづくりを進めます。

基本方向 5 安全で安心して暮らせるまち

住民の生命と財産を守る災害に強いまちを構築するとともに、地域との連携による犯罪防止や交通安全対策を進め、安全で安心して暮らせるまちをつくります。



【政策】

1 いざという時にも安心できるまち

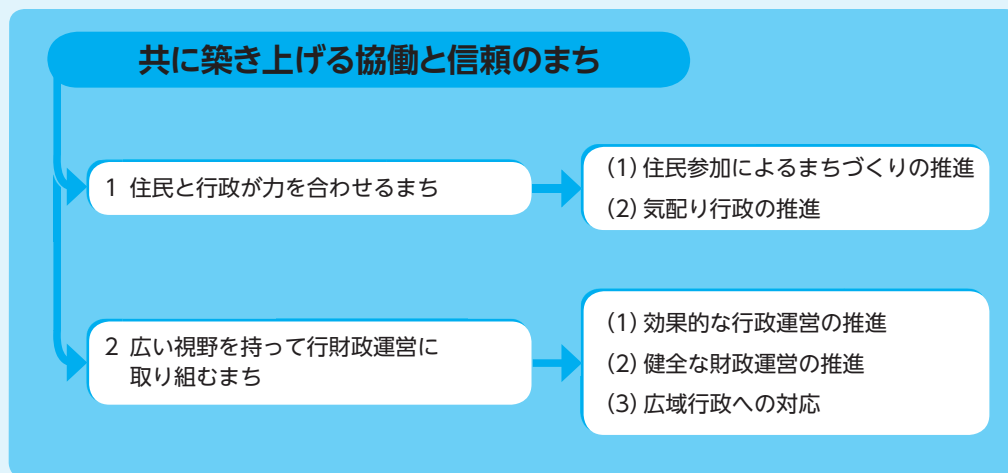
防災や災害時対策、速やかな復旧などに対応できる体制を整備するとともに、住民による防災活動を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

2 地域みんなで安全・安心な環境をつくるまち

住民の防犯、交通安全活動の活性化により、犯罪や交通事故、消費生活などに関するさまざまな不安の解消に努めます。

基本方向 6 共に築き上げる協働と信頼のまち

行政と住民との役割分担と協働により、最小の経費で最大の効果をあげることができる柔軟で効率的な組織をつくとともに、健全な財政運営の維持に努め、共に築き上げる協働と信頼のまちをつくります。



【政策】

1 住民と行政が力を合わせるまち

必要な情報を入手し、共有することで住民が積極的にまちづくりに参画できる環境づくりを進めるとともに、住民の視点に立った行政サービスの提供を進めます。

2 広い視野を持って行財政運営に取り組むまち

社会情勢や環境の変化などに的確に対応し、近隣市町とも連携しながら、持続可能で安定した行財政基盤を確立します。

Ⅲ

基本計画

Master Plan

政策 1 - (1)

地域福祉の推進

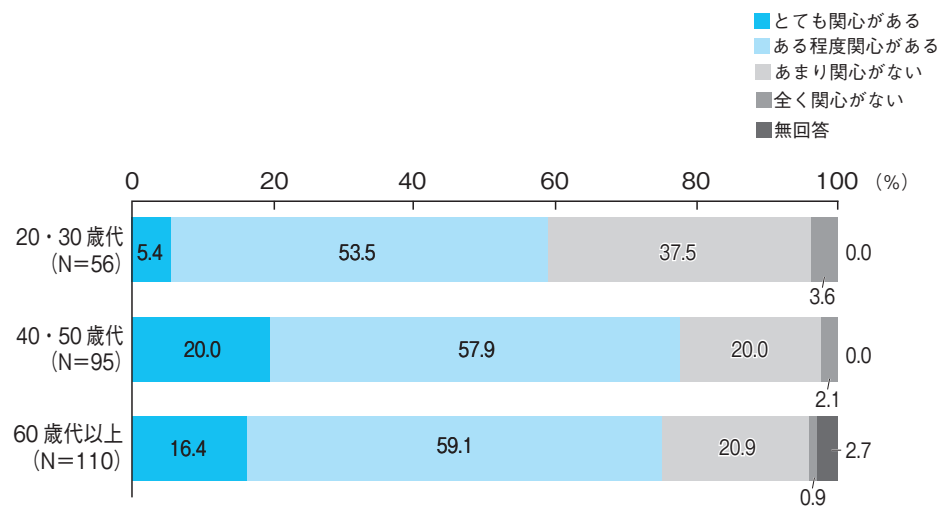
現 状 と 課 題

少子高齢化の進行、核家族化の進展、ライフスタイルの多様化などにもとない、住民同士のつながりが希薄になり、家庭や地域における相互扶助機能は低下し、行政に対する福祉ニーズは多様化しています。また、社会経済情勢の変化も相まって、ひきこもりや虐待、自殺、孤独死など、新たな社会問題が大きな課題となっています。

本町では、民生委員・児童委員の活動をはじめ、社会福祉協議会との連携による地域における身近な福祉活動を進めてきました。

今後、すべての住民が安心して暮らせるよう、みんなで支え合い、助け合い、多様化する福祉ニーズに対応する住民協働の仕組みづくりが求められています。

■年齢別にみる地域の福祉への関心について



資料：「羽島郡の地域福祉計画策定に関するアンケート」(平成 19 年)

基 本 方 針

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、家庭、地域、関係機関との協働と連携により、自立を目的とした地域福祉を推進します。

関連計画

「笠松町地域福祉計画」（平成 21 年度～ 25 年度）
「災害時要援護者支援計画」

主な取り組み

関連する取り組み

①地域福祉活動の担い手の育成

- 地域福祉に関する意識啓発
- 住民活動に関する学習機会の提供
- ボランティア活動の促進
- 地域福祉活動団体の育成・支援

- 地域行事・活動に関する情報提供と参加促進
- ボランティアや学習活動等への参加促進
- NPO法人等、まちづくり活動団体の組織化の促進および支援

②見守りと支え合いの地域づくり

- 小地域におけるネットワークの構築
- 地域における見守り・交流活動の促進
- 福祉サービス情報拠点の整備
- 災害時における要援護者支援体制の構築
- 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

- 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備
- 子どもや保護者の交流の場づくり
- 青少年の地域活動への参加促進
- 災害時要援護者の把握と支援体制の整備

③自立を支援する環境の整備

- 福祉サービスに関する情報の提供
- 成年後見制度¹⁹の活用促進
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン²⁰化の推進

- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 歩行者にとって安全な道づくり

住民・地域などに期待されること

- 地域福祉に関する自主運営組織の立ち上げ・拡大
- 地域活動に対する積極的な参加・協力

¹⁹ 成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消すことができるようにしたりするなど、知的障がい・精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

²⁰ ユニバーサルデザイン

ある特定の人のためだけのデザインではなく、誰もが利用しやすいように取り入れられたデザインや考え方のこと。

政策1－(2)

健康づくりの推進

現 状 と 課 題

わが国は、生活環境の改善や医療の進歩などにより、世界有数の長寿国となりましたが、充実した人生を送るためには、心身ともに健やかに過ごせるよう健康寿命²¹を延ばすことが大切です。

本町では、母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業、介護予防事業などのなかで、子ども、成人、高齢者とすべての住民に対し、各種健（検）診や健康相談・健康教育の実施を図り、疾病の早期発見や早期治療、また疾病の予防など、健康の保持・増進に努めています。

今後、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化による、食生活、運動習慣、ストレスなどに起因する生活習慣病²²や、心の問題への取り組みの充実が求められています。



基 本 方 針

すべての住民が、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、健（検）診による早期発見、治療にとどまることなく、身体と心の疾病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた取り組みを行います。さらに、関係機関、団体と連携し、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整備し、住民の予防意識を高め、いつまでも健康に暮らせるよう健康寿命の延伸を支援します。

²¹ 健康寿命

平均寿命のうち、寝たきりや認知症などをはじめとする介護状態の期間を差し引いた、健康で活動的に暮らせる期間のこと。

²² 生活習慣病

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患の総称。

主 な 取 り 組 み

①健康づくりに取り組む環境の整備

関連する取り組み

- 健康相談・健康教育の充実
- 各年齢に応じた健（検）診の実施
- 健診結果に基づいた事後指導体制の拡充
- 感染症予防対策の推進

- 介護予防事業の推進
- 母子保健事業の推進

②生涯を通じた健康づくり

- 健康づくりに関する活動団体の育成・支援
- 健康づくりの場や機会等の環境整備の充実
- 心の健康づくりの推進
- 食育²³の推進
- かかりつけ医づくりの促進

- 学校給食センター設備の充実
- 健康で健やかな体づくりの推進
- 地産地消の推進
- 救急医療機関の周知と適切な利用の促進

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
健康相談の回数および参加者数	79 回 459 人	80 回 800 人	80 回 850 人
健康教育の回数および参加者数	28 回 457 人	30 回 490 人	35 回 570 人
特定健診受診率	36.1%	65.0%	75.0%
各がん検診受診率	33.2%	50.0%	50.0%

住民・地域などに期待されること

- 生活習慣病などの予防に向けた自発的な健康づくり
- 健康相談・健康教育の場や健（検）診への積極的な参加

²³ 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食育基本法では、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置づけられている。

政策2－(1)

高齢者福祉の推進

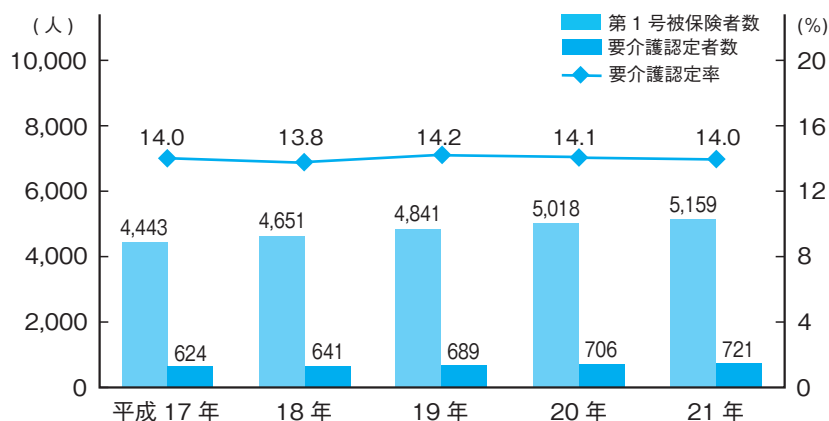
現 状 と 課 題

高齢者が住み慣れた地域で尊重され、生きがいを持って元気に暮らし、介護や支援が必要になった場合でも、その人にふさわしい自立した生活が継続できる地域社会の実現が必要となっています。

本町では、年々高齢者人口が増加するなか、介護予防を重視した高齢者への支援施策を展開してきました。しかしながら、高齢化の進行にともない、認知症高齢者や高齢者の一人暮らし世帯が増加し、さらには介護者自身の高齢化が進むなど、さまざまな課題がみられます。

今後は、高齢者の健康保持から支援までのニーズに応じた各種高齢者福祉施策が求められています。

■要介護認定者数と認定率の推移



基 本 方 針

高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、安心して暮らせる体制を構築します。

関連計画

「笠松町老人福祉計画・第4次介護保険事業計画」（平成21年度～23年度）

主な取り組み

関連する取り組み

①高齢者の生きがいがづくり

- ボランティアや学習活動等への参加促進
- 老人クラブ等の活動団体への活動支援
- 高齢者が相互に助け合うシルバーボランティア組織の育成

- ボランティア活動の促進
- ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供

②高齢者の生活を支える支援体制の整備

- 地域包括支援センター²⁴を中心とした地域包括ケア体制の整備
- サービス事業者との連携強化
- 高齢者福祉サービスの提供
- 高齢者に関する相談や情報提供

- 小地域におけるネットワークの構築
- 介護保険事業計画に基づいた適切なサービス提供体制の整備

③介護保険の適正な運営

- 介護保険やサービスに関する情報提供
- 介護予防事業の推進
- 介護保険事業計画に基づいた適切なサービス提供体制の整備
- 質の高いサービス提供に向けた支援

- 健康相談・健康教育の充実
- サービス事業者との連携強化

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
要介護認定者の割合	14.0%	14.0%	14.0%
認知症サポーター ²⁵ 養成講座受講者数(累計)	85 人	425 人	800 人

住民・地域などに期待されること

- 地域全体での高齢者の見守りや介護予防
- 高齢にともなう心身の変化や認知症などに対する理解

²⁴ 地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。

²⁵ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解した上で、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として日常生活のなかでの支援をする人のこと。

政策2－(2)

障がいのある人の福祉の推進

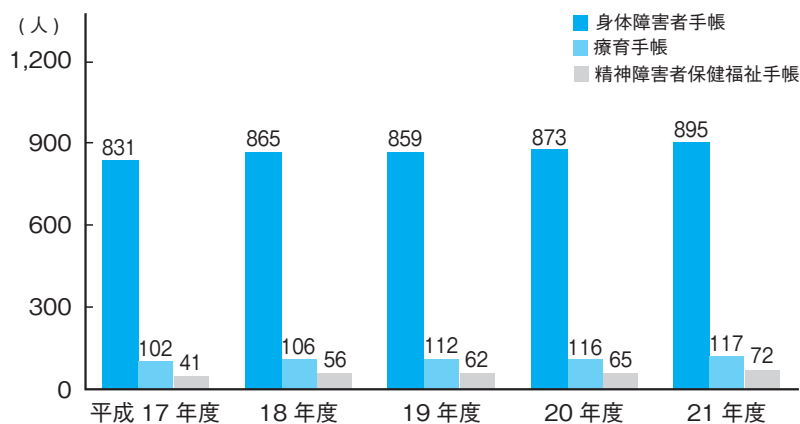
現 状 と 課 題

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすためには、住民一人ひとりの障がいに対する理解を深めることが大切であり、お互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

本町では、障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らすことができるよう支援体制の整備を図ってきました。

今後は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加や、発達障がい²⁶、高次脳機能障がい²⁷などで日常生活に支障のある人々の相談に対応するための体制整備の充実が課題となっています。さらには、ライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行うことが求められています。

■障害者手帳所持者数の推移



基 本 方 針

障がいの有無に限らず、誰もが自分の個性を発揮し、安心して地域で暮らしていけるよう、障がい者福祉施策を推進します。

²⁶ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

²⁷ 高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けることで起きる、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

関連計画

「第2次羽島郡障がい者計画」(平成23年度～32年度)
「第2期羽島郡障がい福祉計画」(平成21年度～23年度)

主な取り組み

- ①障がいの有無に関わりなく安心して暮らせる環境づくり** **関連する取り組み**
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
 - 障がいの早期発見・早期療育の推進
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進
●障がいのある子どもへの相談・支援の充実
- ②障がいのある人の生活を支援するサービスの充実**
- 障がいのある人に対する相談・支援体制の整備
 - 障がい特性に応じたサービス利用への支援
 - 自立した生活に向けた生活支援サービスの提供
- 障がいのある子どもへの相談・支援の充実
- ③障がいのある人の社会参加の促進**
- 障がいのある人の雇用の推進
 - 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - 障がい者団体への活動支援

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
障がい福祉サービス(在宅・施設)利用者数	84 人	126 人	168 人

住民・地域などに期待されること

- 障がいや障がいのある人への理解
- 地域でともに生活するための意識・環境づくり

政策3－(1)

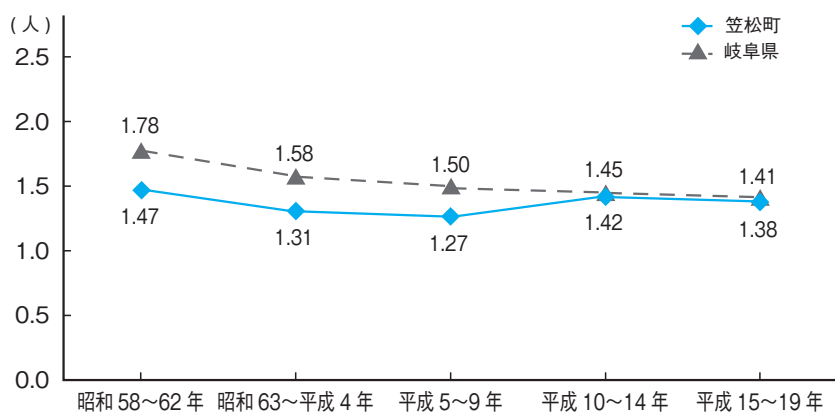
子育て支援の推進

現 状 と 課 題

核家族化の進展、共働き家庭の増加やさまざまな就業形態などにより、子育て支援のニーズは多様化し、子育て支援のさらなる充実が求められています。また、地域とのつながりも希薄になり、子育てに対する不安、子どもや家庭をめぐる問題は複雑化しています。

子育て支援は、児童福祉や母子保健の分野にとどまるものではなく、町全体で取り組む必要があります。本町においても、人口に占める年少人口の割合は今後緩やかに減少していく傾向にあり、次代を担う子どもたちすべてが健やかに生まれ、育っていけるよう子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図るなど、子どもの健全育成に向けた環境づくりを推進する必要があります。

■合計特殊出生率²⁸の推移



資料：岐阜県「岐阜県統計書」

基 本 方 針

健やかな育児環境、あたたかい地域社会を住民協働で築き、社会全体の支援のなかで、子どもが健やかに成長し、また子どもを生み育てやすいよう子育て支援を推進します。

また、効率的な保育サービスやきめ細やかな児童対策を推進し、保健、福祉、教育、医療など総合的に支援体制の充実を進めていきます。

子育て支援センターを拠点とした子育て相談・児童相談や福祉健康センターを拠点とした各種健康診査・相談など、子どもの健康管理体制も含め、子どもの健全育成を推進していきます。

²⁸ 合計特殊出生率

人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する。値が2.08を下回ると、新旧世代の1対1の再生産ができなくなり、人口が減少に転じると言われている。

関連計画

「笠松町次世代育成支援地域行動計画 後期計画」(平成22年度～26年度)

主な取り組み

関連する取り組み

①子どもや母親の健康の確保・増進

- 母子保健事業の推進
- 学校保健との連携による一貫した健康管理体制の推進
- 医療費助成の継続的な実施

- 各年齢に応じた健(検)診の実施
- 健康で健やかな体づくりの推進

②保育・子育て支援サービスの充実

- 子育てに関する相談・支援の充実
- 各種保育サービスの充実
- 放課後児童クラブの充実

- 幼保一元化に関する研究と検討

③地域における子育て支援の充実

- 子育て支援センターの機能充実
- 子どもや保護者の交流の場づくり
- 地域における子育て支援機能の強化

- 地域における見守り・交流活動の促進

④支援が必要な子育て家庭への支援の充実

- ひとり親家庭への支援の充実
- 児童虐待等の防止と早期発見・早期対応
- 障がいのある子どもへの相談・支援の充実

- DVや虐待等のあらゆる暴力の根絶
- 障がいの早期発見・早期療育の推進
- 障がいのある人に対する相談・支援体制の整備

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
子育て支援講座参加者数	1,024 人	1,200 人	1,400 人

住民・地域などに期待されること

- 地域住民の参加による子育て支援サービスの促進
- 地域に根ざした柔軟できめ細かい子育て支援の推進

政策4－(1)

人権尊重社会の実現

現 状 と 課 題

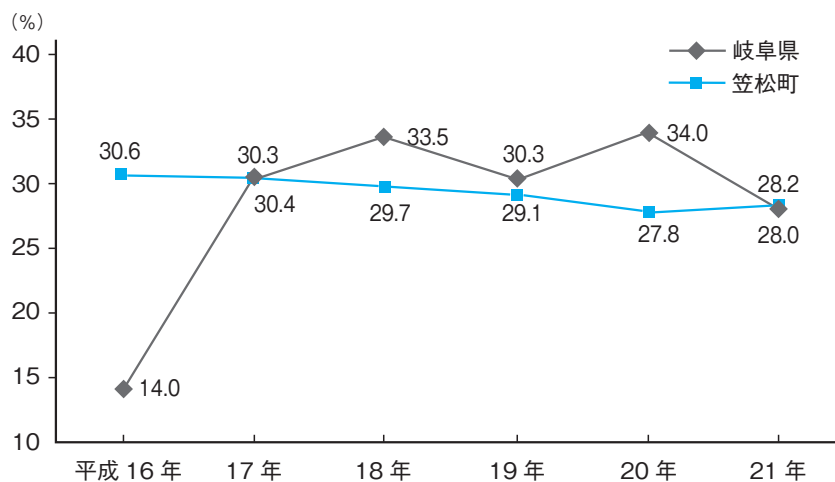
急速に変化する社会状況のなかで、いのちの大切さ、人との共生などを社会全体でとらえなおし、一人ひとりを大切に感じる心や豊かな感性を高め、人権尊重の意識を根づかせることが重要になっています。

本町では、平成19年12月に「道德のまちづくり条例」を制定し、住民一人ひとりが道德への認識を高め、人と人とのつながりをつくり、自ら社会づくりに参加し、自分も他人も尊重する道德的風土を高める取り組みを進めてきました。

今後、まちづくりのあらゆる場面で、道德的風土が感じられるまち、次代を担う笠松人が育つまちをめざし、地域をあげて「笠松人のこころ」を育て上げていくことが求められています。

また、性別による固定的な役割分担意識を越えて、女性の積極的な社会参画を推進し、男女がお互いに個性や能力を尊重し、住みよい地域社会をつくっていくことが求められています。

■審議会等における女性委員の割合の推移



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

基 本 方 針

道德のまちづくり条例に基づき、学校における道德教育を進めるとともに、道德の持つ価値をまちづくり全般へと広げ、道德的風土をはぐくみます。

また、個人の尊重や男女平等意識のより一層の定着を図るとともに、男女が平等なパートナーとして、家庭や地域など社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮できる社会を実現していきます。

関連計画

「笠松町男女共同参画プラン」(平成 21 年度～ 25 年度)

主 な 取 り 組 み

- ① **道徳のまちづくりへ向けた意識啓発** **関連する取り組み**
- 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発 ●道徳や人権教育の推進
 - 人権意識を高める学習機会の提供
 - 人権教育指導者や町職員の意識の向上
- ② **男女共同参画の推進**
- 男女共同参画に関する意識啓発 ●各種審議会や委員会等への参画機会の拡充および参画促進
 - 政策・方針決定の場への女性の積極登用 ●働きやすい職場環境づくりの推進
 - 事業所等における仕事と家庭生活の調和の推進
- ③ **人権が尊重される環境の整備**
- DV²⁹ や虐待等のあらゆる暴力の根絶 ●児童虐待等の防止と早期発見・早期対応
 - 人権に関する各種相談体制の整備

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
各種審議会等における女性委員の割合	28.0%	30.0%	32.0%

住民・地域などに期待されること

- 道徳やマナーの向上
- 道徳をまちづくりに活かす地域の取り組み
- 固定的な性別役割分担にとらわれない家庭・職場環境づくり
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

²⁹ DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親しい人間関係のなかで起こる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

政策1－(1)

幼児教育・学校教育の充実

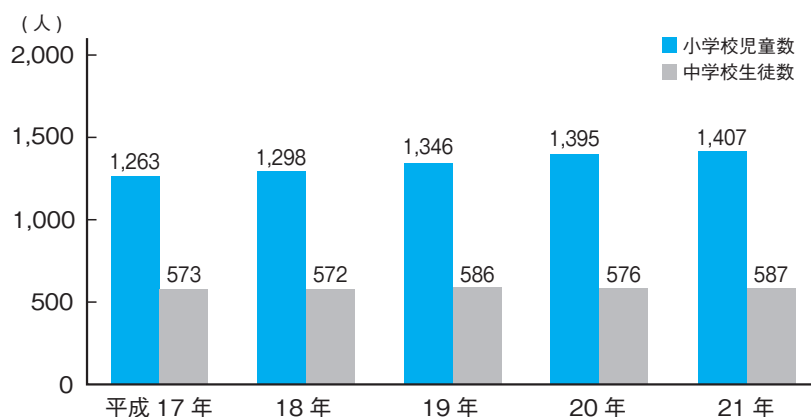
現 状 と 課 題

幼児教育や学校教育は、生涯にわたる学習活動の基盤であり、子どもたちが社会の一員として次代を担っていくためには、自ら学び、自ら考える力の育成や、たくましく生きていくための健康や体力をはぐくむことなどが求められています。今日、教育現場を取り巻く状況は刻々と変化しており、保護者や地域住民の学校教育に対する要望は増加するとともに多様化しています。

本町では、基礎学力の向上に努めるとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めてきました。

今後は、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性をはぐくむため、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備が求められています。

■小・中学校児童生徒数の推移



基 本 方 針

基礎・基本となる学力の向上や、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度、豊かな人間性や社会性などの生きる力の醸成を推進し、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備を図ります。

主 な 取 り 組 み

①幼児教育の充実

- 幼稚園との連携の強化
- 幼保一元化³⁰に関する研究と検討
- 幼児期を支える家庭教育への支援

関連する取り組み

- 各種保育サービスの充実
- 学校・家庭・地域との連携の強化
- 家庭の教育力向上に向けた乳幼児学級・家庭教育学級への支援

- 関連する取り組み**
- ②安心して学べる教育環境の整備
- 学校施設の耐震化および老朽施設改修の推進
 - 学校給食センター設備の充実
 - 地域との連携・協力による教育環境基盤の充実
 - 児童生徒の安全の確保
- ③「生きる力」の育成
- 確かな学力の定着
 - 道徳や人権教育の推進
 - 健康で健やかな体づくりの推進
 - 夢を描くキャリア教育³¹の推進
 - 情報・環境・国際理解教育の推進
- ④特色ある学校づくり
- 地域に開かれた学校づくりの推進
 - 地域の歴史・伝統文化を尊重した教育の推進
 - 各学校の主体的事業に対する支援の充実
 - 学校教育における地域人材の活用
- ⑤きめ細やかな教育環境の確立
- 特別支援教育³²の推進
 - いじめ・不登校の解消に向けた取り組みの強化
 - 教職員研修への支援

- 公共施設の耐震化の推進
- 食育の推進
- 学校・家庭・地域との連携の強化
- 防犯に関する意識啓発と防犯教育の推進
- 防犯活動団体の育成・支援
- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の実施

- 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発
- 食育の推進
- 学校保健との連携による一貫した健康管理体制の推進
- 国際交流活動の推進

- 学校・家庭・地域との連携の強化
- 歴史や文化を活かした住民活動の活性化

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
学校施設の耐震化	55.6%	100%	100%

住民・地域などに期待されること

- 家庭や地域の教育力の向上
- 学校における地域教育活動への支援

³⁰ 幼保一元化

文部科学省が所管する「幼稚園」と厚生労働省が所管する「保育所」の各機能を一体化させ、充実を図ること。

³¹ キャリア教育

児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。

³² 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

政策1－(2)

青少年の健全育成

現 状 と 課 題

本町では、地域の健全な環境づくりをはじめ、国際交流や子どもたちの自主的、自発的な活動を促進しています。しかし、社会環境のめまぐるしい変化は、人間関係の希薄化、連帯感の欠如を招き、子どもたちを取り巻くさまざまな問題が生じています。

このようななか、学校、家庭のほか、地域における教育力の向上が求められており、地域が一体となって子どもを育て、成長を見守る社会づくりを進める必要があります。



基 本 方 針

家庭と学校などとの連携による地域ぐるみの体制を整えるとともに、家庭の教育力の向上を図り、健全な子どもが育つ地域社会を築きます。さらに、世代間交流、ボランティアなど、地域活動の機会を提供し、子どもたちの自主的な参加を支援します。また、リーダーの育成や活動情報の提供を図り、子どもたちによる主体的な活動を育成します。

主 な 取 り 組 み

①青少年を取り巻く環境の整備

関連する取り組み

- 学校・家庭・地域との連携の強化
- 青少年の健全育成に向けた意識啓発
- 青少年を有害環境から守る活動の促進

- 幼児期を支える家庭教育への支援
- 地域との連携・協力による教育環境基盤の充実
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 家庭の教育力向上に向けた乳幼児学級・家庭教育学級への支援

②青少年活動の活性化

- 青少年団体の活動支援
- 国際交流活動の推進
- 世代間交流や親子交流の促進
- 青少年の地域活動への参加促進

- 情報・環境・国際理解教育の推進
- 地域における見守り・交流活動の促進

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
青少年団体の加入人数	2,010 人	1,900 人	1,850 人

住民・地域などに期待されること

- 地域における青少年の健全育成の推進
- 青少年を有害環境から守る活動への協力
- 地域子どもへのあいさつや見守り

政策2－(1)

生涯学習の充実

現 状 と 課 題

少子高齢化や高度情報化の進展、生活水準の向上や余暇時間の増大といった社会変化にともない、個人の生きがいづくりへの志向や、積極的に自らを高めていこうとする傾向が強まっています。また、団塊の世代が退職を迎え、高齢期に入るなか、地域における生きがいづくりがますます重要になっています。

今後、より多くの住民が生きる喜びを実感できるよう、多様な学習メニューや学習機会の拡大を進めていくことが求められています。

■公民館、図書室利用者数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中央公民館（人）	80,146	80,982	90,714	83,321	70,148
うち図書室	8,157	8,083	7,947	8,297	8,449
松枝公民館（人）	24,098	28,263	17,305	15,861	19,088
うち図書室	981	855	811	357	324

基 本 方 針

あらゆる年齢層が主体的に学習活動に参加できるよう、学習メニューの充実を図るとともに、学習を通じて獲得した成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに取り組みます。

主 な 取 り 組 み

- ①生涯学習に取り組める環境づくり 関連する取り組み
- ITを活用した学習情報の提供
 - 生涯学習に取り組みやすい施設・利用環境の整備
- ②多様な生涯学習機会の提供
- ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供
 - 家庭の教育力向上に向けた乳幼児学級・家庭教育学級への支援
 - 現代的課題に関する学習機会づくり
 - 地域固有の歴史・文化に関する学習機会づくり
- ボランティアや学習活動等への参加促進
 - 幼児期を支える家庭教育への支援
 - 学校・家庭・地域との連携の強化
 - 歴史や文化を活かした住民活動の活性化
- ③主体的な生涯学習活動の活性化
- クラブ・サークル活動への支援
 - 生涯学習に関するリーダー等の育成と活用
 - 学習成果を活かす機会や場の提供

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
公民館利用者数	89,236 人	91,000 人	92,000 人
図書室利用者数	8,773 人	8,800 人	8,900 人
生涯学習講座受講者数	635 人	650 人	650 人

住民・地域などに期待されること

- 公民館や図書室などの積極的な利用
- 生涯学習への積極的な参加
- 学習した知識や修得した技術の活用

政策2－(2)

スポーツ活動の推進

現 状 と 課 題

余暇時間の拡大や高齢化の進行、住民の健康に対する意識の高まりなどとあいまって、一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送り、住民間のコミュニケーションを深める上で、スポーツ活動の果たす役割はますます重要となっています。

本町では、施設整備やスポーツに親しむ機会を設けることでスポーツ活動の推進を図ってきましたが、住民のニーズはますます増加し、多様化しています。

今後、生涯スポーツの振興を図るとともに、地域における指導者の育成支援を進めていくことが求められています。

■主な体育施設利用状況の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
町民体育館 (人)	59,204	60,629	64,501	60,378	53,543
スポーツ交流館 (人)	4,984	6,769	10,718	15,071	15,808
町民運動場 (人)	14,402	15,477	18,305	17,723	24,866
勤労青少年運動場 (人)	11,350	8,092	11,934	11,872	12,669

基 本 方 針

誰もが気軽にスポーツを行うことで、元気に楽しく充実した生活を送ることができるよう、生涯スポーツの振興やレクリエーション機会の充実に取り組むとともに、生涯スポーツ活動の推進や指導者育成支援を進めます。

主 な 取 り 組 み

①スポーツに取り組める環境づくり

- スポーツ活動に関する情報の提供
- スポーツ・運動施設の整備
- 学校体育施設の開放および有効利用

②生涯スポーツの推進

- スポーツ活動に関する指導者の育成
- 各種スポーツ事業の普及・充実
- 軽スポーツ等、誰もが楽しめるスポーツ活動の推進

③主体的なスポーツ活動の促進

- 体育協会やレクリエーション協会との連携による各種団体・クラブの育成
- 自主運営の促進および活動組織の整備

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
主な体育施設利用者数 (町民体育館、スポーツ交流館、町民運動場、 勤労青少年運動場)	106,886 人	117,000 人	128,000 人

住民・地域などに期待されること

- スポーツ活動への積極的な参加
- 地域スポーツを通じた健康づくりおよび地域の連帯感の育成

政策3－(1)

歴史・文化の継承と活用

現 状 と 課 題

社会の成熟化にともない、歴史・文化の持つ価値があらためて見直されてきています。

本町は、古くから川湊のまち、木曽川を利用した交通の要衝としてにぎわい、岐阜県庁として利用された美濃郡代笠松陣屋は美濃地方の政治の拠点として時代を担うとともに、美濃縞などの繊維産業のまちとしても栄え、輝かしい歴史と文化を創造してきました。

今後も文化財の適切な保護に努めるとともに、歴史的・文化的価値を持つ地域資源の活用が期待されています。



鮎鯨ウォーク

基 本 方 針

文化都市としての魅力を発揮していくために、先人から引き継がれ、地域に伝承されている生活文化や文化財の保護に努めるとともに、これを活用し、住民が歴史や文化にふれる機会を拡充しながら、次代への共有の財産として確実に継承していくための取り組みを進めます。

主 な 取 り 組 み

- ①歴史・文化の保存と継承 関連する取り組み
- 未指定文化財の調査および発掘の促進

○町の歴史・文化を伝える資料の収集・保存

○伝統芸能の継承

○資料保存のシステム化による文化財情報等の提供

○文化財保護活動への支援
- ②歴史・文化の活用
- 文化財保護意識の高揚

○歴史や文化を活かした住民活動の活性化

●地域の歴史・伝統文化を尊重した教育の推進

●地域固有の歴史・文化に関する学習機会づくり

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
歴史・文化学習会の開催回数	1 回	2 回	3 回

住民・地域などに期待されること

- 町固有の歴史・文化に対する理解

○地域における伝統文化の継承

政策1－(1)

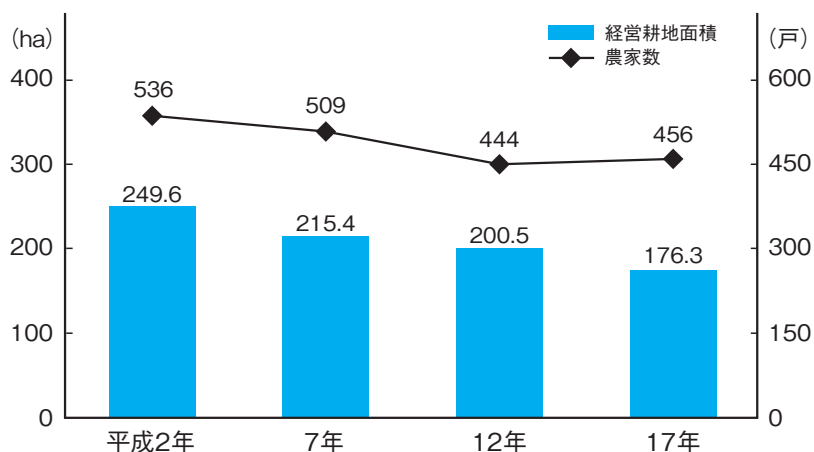
地域特性を活かした農業の推進

現 状 と 課 題

本町の農業は、経営耕地面積の小規模な稲作兼業農家が多い状況にあり、近年では農産物の価格低迷や後継者不足、就農者の高齢化による厳しい経営環境などにより、農地の宅地転用による農地と宅地の混在化が顕著となっています。

一方、食の安全の問題や、環境問題などから地元の食材を地元で消費する地産地消³³の考え方や、地域の特産品の開発などに取り組む生産者も現れはじめています。

■農家数と経営耕地面積の推移



基 本 方 針

農業を取り巻く環境変化を的確に把握し、農業団体などを中心とした生産組織を強化するとともに、新しい感覚で経営する生産者を育成するなど、持続的に経営できる生産環境の整備を行い、地域に根ざした取り組みを推進します。

³³ 地産地消

地域でとれた農作物などを地域で消費すること。地域農業の振興や、安全・安心な食品の購入、環境負荷の低減など、さまざまな波及効果が期待できる。

関連計画

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

主な取り組み

① 農業の活性化に向けた担い手づくりと体制の整備 関連する取り組み

- 農業の担い手の育成
- 農作業の受委託の促進

② 農業経営基盤の強化 関連する取り組み

- 消費者ニーズに応じた良質米生産の普及、推進
- 特産品開発によるブランドづくりの推進
- 朝とり野菜の販売等、産直販売への取り組み促進
- 地産地消の推進
- 安全・安心な環境にやさしい農業の推進

- 笠松ブランドの発掘と流通・販売の促進
- 食育の推進

③ 農業生産基盤の整備 関連する取り組み

- 遊休農地の利用促進および耕作放棄地の解消
- かんがい排水事業の推進
- 農地の面的集積利用等の促進
- 体験農園等による農業体験機会の提供

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
米の収穫量	406 t	406 t	406 t
認定農業者 ³⁴ 数	0 人	1 人	3 人

住民・地域などに期待されること

- 地域の作物を地域で消費する地産地消の推進

³⁴ 認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

政策1－(2)

商工業の振興

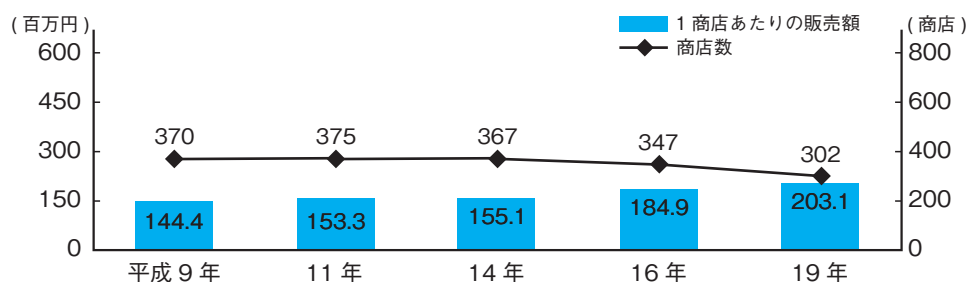
現 状 と 課 題

車社会の進展やライフスタイルの多様化などにより、郊外型の大型ショッピングセンターを利用する消費者が増える一方で、これまでの地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいは失われつつあります。

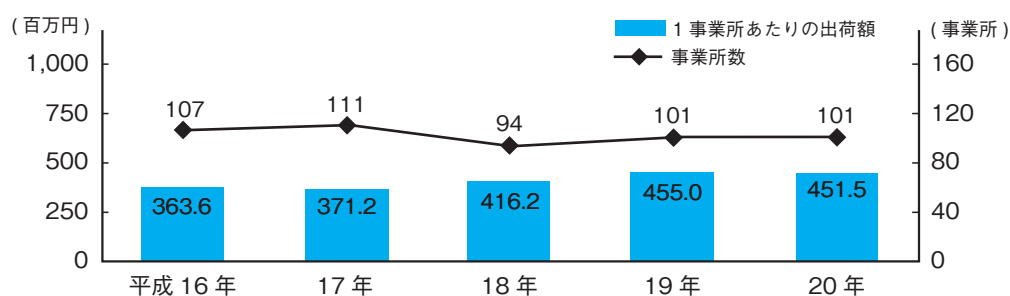
また本町には、繊維産業を主体とした事業所が立地しているものの、その規模は小さく、急速に変化する産業環境への対応など、さまざまな問題を抱えています。

今後は、社会状況に応じた消費者への対応や企業、事業所への支援が必要となっています。

■商店数と1商店あたりの商品販売額



■工業事業所数と1事業者あたりの出荷額



基 本 方 針

郊外型大型ショッピングセンターとの共存・共栄を図りながら、商工会との連携のもと、消費者の多様なニーズに対応できる商品サービスの提供やにぎわいをもたらす拠点づくりなど、個性豊かで魅力ある商工業機能の展開に向けた支援に努めます。また、既存の事業所の活性化を図るとともに、新たな時代に対応した産業活動や雇用環境づくりを促進します。

主 な 取 り 組 み

関連する取り組み

①新たな事業活動への支援

- 起業に向けた支援の充実
- 新規事業の導入企業や異業種転換企業の支援

②経営体質の強化

- 地域の特性を活かした個性的な経営戦略の促進
- 経営相談や講習会等を通じた助言・指導
- 高齢社会に対応した新たな事業展開の取り組み促進
- 各種融資制度の周知および活用促進
- 情報技術の活用による情報発信と経営の効率化

③商工業活性化に向けた支援の充実

- 産官学の連携や異業種間の交流による研究・学習機会の拡充
- 各種団体活動の育成・支援
- 共同化・協業化による活動や事業展開への支援

④雇用環境の充実

- 働きやすい職場環境づくりの推進
- 職業能力開発等、就業に向けた支援の充実

●事業所等における仕事と家庭生活の調和の推進

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
年間商品販売額	61327.14 万円	増加	増加
法人事業所数	458 法人	増加	増加
年間出荷額	45601.5 万円	増加	増加

住民・地域などに期待されること

- 地元企業に向けた消費行動
- 職場における働きやすい環境づくり

政策1－(3)

観光・イベントの推進

現 状 と 課 題

全国的に人口が減少傾向にあるなか、観光やイベントの推進による交流人口の拡大が、まちのにぎわいを維持する上で、ますます重要になってきています。

本町では、地域資源を活用した季節のイベントを推進し、町内外から多くの人を集め、まちの風物詩となっています。

木曾川や笠松競馬場などは、本町の魅力として町内外から多くの人を集めており、さらに平成21年度には町のマスコットキャラクターを作成するなど、町のPRに向けた取り組みを強化しています。

今後は観光やイベントを地域の事業者の経常的な収益につなげ、町の産業振興にまで発展させていくことが求められています。



基 本 方 針

地域特性や季節の移り変わりなどが感じられる魅力あるイベントなどを展開するとともに、回遊性のある観光の魅力を創出し、おもてなしの心で、まちを訪れる人にやすらぎを与える観光地域づくりをめざすとともに、まちの産業振興を視野に入れた新たなイベントの展開を進めます。

関連計画

「リバーサイドタウンかさまつ計画」

主な取り組み

①観光・交流を促進する基盤の整備

関連する取り組み

- 観光・イベント等の情報発信
- 笠松力検定による笠松コンシェルジュの認定
- 笠松ブランドの発掘と流通・販売の促進
- 住民参画によるまちなみ景観や地域資源保存指針の策定

- 特産品開発によるブランドづくりの推進
- 美しいまちなみづくりへの支援

②木曽川など、町の資源を活かした魅力づくり

- 「川の駅」等、リバーサイドタウンかさまつ計画の推進
- トンボ天国や河跡湖の再生とビオトープ化の推進
- まちの駅ネットワークによる行政との協働体制の促進
- 広域的な連携による観光資源のネットワークづくり

③観光・交流イベントの活性化

- 住民との協働によるイベントの推進
- 地域特性を活かした新たなイベントの研究・開催
- 関係機関との連携による全町的な推進体制の拡充

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
笠松力検定の受検者数 (累計)	161 人	1,000 人	1,800 人

住民・地域などに期待されること

- 観光イベントへの積極的な参加・協力
- 観光客等に対するもてなしの意識づくり

施策2－(1)

コミュニティ活動の充実

現 状 と 課 題

個人の価値観の多様化や核家族化の進展により、地域社会のつながりや共同体意識は薄れつつあり、昔ながらの地域の助け合いや社会教育の場としての機能が低下してきています。

本町では、町内会組織と行政との連携により、広報紙などの配布やゴミ処理活動など、行政負担の軽減に協力を得てきましたが、昨今は、町内会役員の高齢化や未加入世帯の増加などを背景に、コミュニティ活動の継続が困難になりつつあります。

今後、住民に対し町内会の重要性を周知するとともに、町内会などをはじめとするコミュニティ活動への関心を高める必要があります。



基 本 方 針

町内会が地域の中心的組織として活発に活動し、地域が一体となってまちづくりが行われるよう、町内会活動など身近なコミュニティ活動を支援します。

主 な 取 り 組 み

①コミュニティづくりに向けた意識づくり

関連する取り組み

- 町内会活動の重要性に対する理解促進
- 地域行事・活動に関する情報提供と参加促進
- 町内会活動等への支援

- 地域福祉に関する意識啓発
- 住民活動に関する学習機会の提供

②コミュニティ活動の活性化

- 各世代における地域リーダーの育成・支援
- コミュニティ相互の連携による活動展開への支援
- 施設の有機的な連携および適正な配置
- 協働によるまちづくりの推進

- 行政と住民の双方向による意見交換・情報共有システムの構築
- 住民協働による行政の役割の見直し

住民・地域などに期待されること

- 地域における町内会活動などへの理解と参加
- 地域行事等への参加



政策2－(2)

活発なまちづくり活動の推進

現 状 と 課 題

本格的な地方分権の時代を迎え、地域の個性を発揮した特色のあるまちづくりを進めるためには、住民が積極的にまちづくりに参画し、一人ひとりが主体となってまちづくりを進めていくことが必要となっています。

今後、さまざまな分野における活動の創出と連携により、住民による主体的なまちづくり活動の展開が期待されており、情報提供や相談支援など、住民活動を支援する取り組みが求められています。



基 本 方 針

住民自らが地域づくりの主体者であるという意識を高めるとともに、各種のボランティア、NPO活動などを支援し、住民との協働によるまちづくりを進めます。

主 な 取 り 組 み

①まちづくりを進める基盤整備 関連する取り組み

- まちづくり活動を担う人材の育成
- まちづくり活動を支援する体制の整備

②住民によるまちづくり活動への支援

- NPO法人等、まちづくり活動団体の組織化の促進および支援 ●地域福祉活動団体の育成・支援
- 活動のコーディネート機能の強化

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
NPO法人数	2 団体	3 団体	5 団体

住民・地域などに期待されること

- 身近なまちづくり活動への積極的な参加・参画

政策 1 - (1)

計画的な土地利用の推進

現 状 と 課 題

本町では、笠松町都市計画マスタープランなどに基づき、計画的な土地利用を進めています。近年、本町では宅地化が進み生活圏が拡大する一方、中心市街地の機能低下や耕作放棄地の拡大、住宅地と商工業地の混在などが起きています。

これから本格的に進行する少子高齢化や、人口減少社会の到来に対応し、定住人口を確保するための快適な都市基盤の整備や、防災対策など安全なまちづくりに向けた土地の有効利用が求められています。

また、本町は笠松地域、松枝地域、下羽栗地域と東西に広がる3つの地域で構成されており、各地域の特性に合わせた土地利用や都市基盤の整備を進める必要があります。

■用途地域の状況

総面積：518.2ha（平成8年5月1日告示）

区分	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
面積 (ha)	166.1	21.9	9.0	17.3	32.0	271.9
建ぺい率 (%)	60	60	60	80	80	60
容積率 (%)	200	200	200	200	400	200
構成比 (%)	32.05	4.23	1.74	3.34	6.17	52.47

基 本 方 針

快適な都市基盤の整備や防災対策の充実など、有効な土地利用を進めるとともに、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域の3地域のバランスのよい土地の利用を進めます。

関連計画

「笠松町都市計画マスタープラン」
「岐阜都市計画区域マスタープラン」

主な取り組み

① 秩序ある宅地開発の推進

関連する取り組み

- 計画的な土地区画整理事業の推進
- 土地利用の基礎資料作成に向けての調査
- 地区計画の導入による快適な住環境整備
- 宅地開発の規制や誘導に向けた指導、相談体制の充実

●美しいまちなみづくりへの支援

② 都市機能の強化

- 道路整備プログラム作成による整備優先度の明確化
- 岐阜都市計画の見直しにあわせた市街化区域拡大の推進
- 中心市街地の効率的・機能的な土地利用の推進
- 交通立地条件を活かした新たな流通・生産拠点の整備

③ 土地の有効活用

- 未利用地の有効活用に向けた助言・支援の推進
- 将来を見据えた土地の先行的な取得および公共用地の有効活用

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
市街化区域面積	518ha	518ha	581ha

住民・地域などに期待されること

- まち全体と調和のとれた私有地の利用
- 適正な土地利用

政策 1 - (2)

便利で快適な道路網の整備

現 状 と 課 題

便利で快適な道路網の整備は、防災や福祉、産業、観光など、あらゆる分野で不可欠なものです。本町ではさまざまな道路網の充実が進みつつありますが、幅員が狭い道路においては、高齢者や子ども、車いすやシルバーカーなどでの歩行が危険な場所も多く見受けられ、より安全な道路づくりが求められます。

また、これまでも国や県への働きかけを通じ、国道・県道の整備を促進してきました。今後とも、地域住民の理解のもと、優先順位を検討し、効率的な道路整備を進めるとともに、高齢者や障がいのある人などを含むすべての住民の安全確保に向けた道路網の整備を進めていくことが大切です。

■道路の状況（平成 21 年4月1日現在）

区分	国道	県道	町道			
			1 級	2 級	その他	計
路線数(路線)	2	11	18	14	552	584
実延長(km)	1.80	16.38	12.47	10.00	130.46	152.93
舗装率(%)	100	100	99.44	99.30	91.17	92.38

基 本 方 針

木曽川右岸道路の整備などによる道路の環状化を進め、地域間のネットワークを重視した幹線道路の整備を進めます。地域住民の理解のもと、優先順位を検討し、効率的な道路整備を進めるとともに、すべての住民の安全確保のため、歩道などのバリアフリー化を進めます。

関連計画

「笠松町都市計画道路整備プログラム」

主 な 取 り 組 み

- ①計画的な道路整備 関連する取り組み
- 都市計画道路整備プログラム修正による整備優先度の明確化
- ②快適な生活道路の整備
- 幹線町道の改良・整備
 - 機能的で美しい道路修景の推進
 - 歩行者にとって安全な道づくり
- ③広域幹線道路網の整備
- 木曽川右岸道路の整備促進
 - 国道・県道の整備促進
 - 計画的な都市計画道路の整備

- 道路や歩道、公共施設における緑化の推進
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

住民・地域などに期待されること

- 危険箇所や改修必要箇所の通報協力
- 道路等の維持管理への協力

政策 1 - (3)

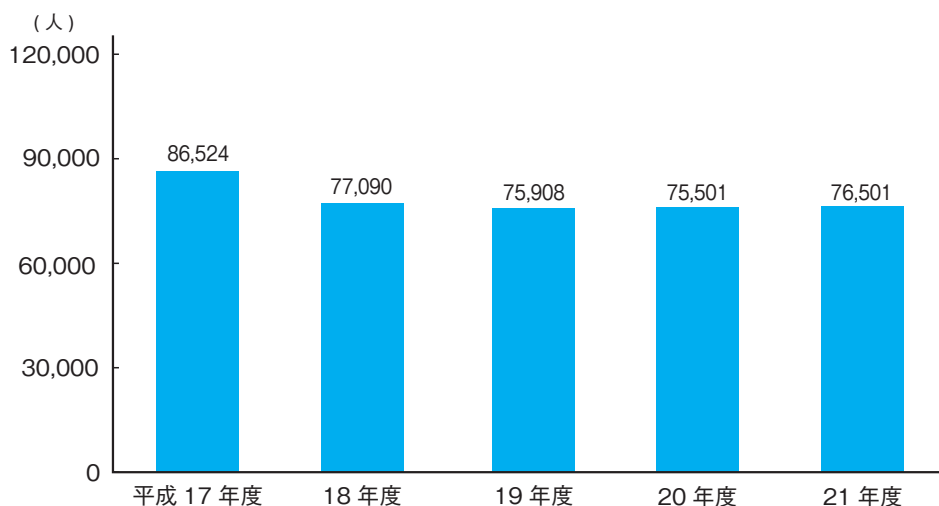
公共交通体系の充実

現 状 と 課 題

車社会の進展による交通量の増加により、円滑な交通体系の確立が求められる半面、バスや鉄道といった公共交通のニーズは減少傾向にあるとされ、公共交通をめぐる環境は厳しい状況にあります。しかし、高齢者や障がいのある人など交通弱者の移動手段の確保や環境問題への配慮などから、コミュニティバスなどの公共交通機関への期待が高まっています。

本町では、今後も計画的な道路整備を進め、より円滑な交通体系を形成し、利便性の高い交通環境の整備に努めるとともに、これからの高齢社会に対応するため、公共施設巡回町民バスの充実など「身近な地域の足」の確保を進める必要があります。

■公共施設巡回町民バスの利用者数の推移



基 本 方 針

人や環境にやさしい公共交通機関の活性化を進めるとともに、利用者の視点に立った、誰もが利用しやすい公共交通網の整備を進めます。

主 な 取 り 組 み

- ①地域を結ぶ公共交通網の充実
- 巡回町民バスの利用促進
 - 効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の整備
- ②地域公共交通サービスの検討
- 地域の実情にあった新たな交通・サービスの導入の検討
 - 鉄道およびバス等を総合的に活用した公共交通利用促進策の検討

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
公共施設巡回町民バス利用者数	76,501 人	78,000 人	80,000 人

住民・地域などに期待されること

- 公共施設巡回町民バスの積極的な利用

政策 2－(1)

良好な住環境の創出

現 状 と 課 題

少子高齢化の進行にともない、住宅や住環境に対する住民ニーズは多様化しています。しかし、自然の美しさと生活の利便性との調和は、多くの人が望む住環境の条件となっています。

本町は、清流木曽川の美しい自然と、岐阜市や名古屋市などへの通勤圏という恵まれた立地条件にあります。これまでも、公園の整備や道路の拡幅、バリアフリー化などの住環境整備を進めるとともに、住民生活のライフラインの一つとして、水の安定的な供給に取り組んできました。

今後も定住促進に向け、より快適な住環境整備が求められるなか、費用対効果を考慮した効果的な住環境基盤の整備が必要となっています。



基 本 方 針

ライフスタイルや家族形態に応じた、安全で快適な生活ができる住環境を整備し、住民の定住意識を高めます。また、住民の理解と協力のもと、水資源の有効な利用と上水道の安定的な供給体制を整備し、快適でうるおいのある住環境基盤をつくります。

関連計画
「笠松町緑の基本計画」
「笠松町サイクリングロード基本計画（木曽川サイクリングネットワーク）」

主な取り組み

- ①安心して暮らせる住環境の整備 関連する取り組み
- 駅を活かした拠点の整備

○建築指導や相談の実施
- ②うるおいのある景観づくり
- 美しいまちなみづくりへの支援

○道路や歩道、公共施設における緑化の推進

○地区基幹公園や身近な街区公園の整備

○木曽川の自然を活かしたサイクリングネットワークの構築

○住民主体の環境美化活動の活性化
- 住民参画によるまちなみ景観や地域資源保存指針の策定

●地区計画の導入による快適な住環境整備

●機能的で美しい道路修景の推進
- ③良質な水の安定供給
- 水源施設の適切な維持管理

○水道施設の耐震化

○周辺自治体との相互給水支援体制の強化

○節水を意識した適切な水利用の啓発

○水道事業の安定経営に向けた民間委託の検討
- 環境にやさしい暮らし方に関する意識啓発

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
木曽川サイクリングネットワーク	0.8km	4.9km	6.8km
上水道有収率	87.2%	89.0%	90.0%

住民・地域などに期待されること

- まちの美化活動や緑化活動の推進

○水資源の有効な活用

政策 2－(2)

清潔で快適な環境の整備

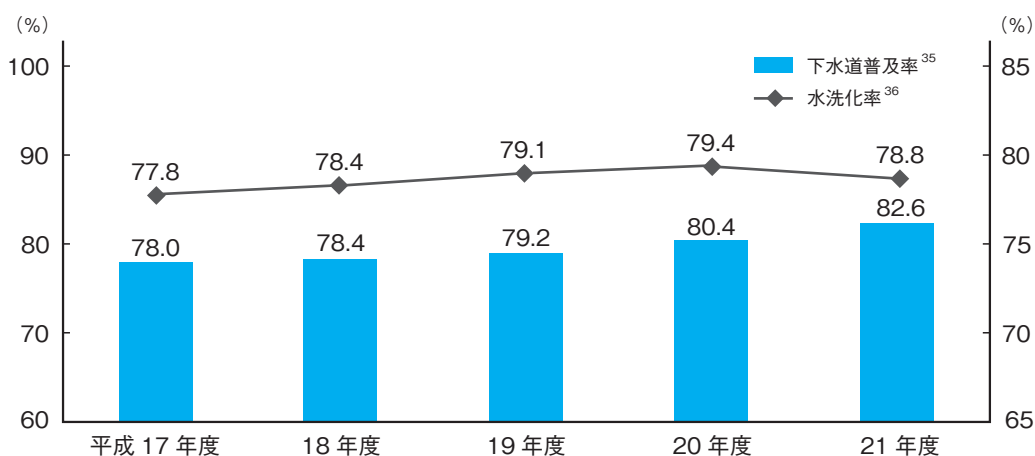
現 状 と 課 題

下水道は、衛生的な生活環境づくりや、河川をはじめとする環境保全のために欠かせないものであり、重要な役割を果たしています。本町では、これまでも汚水や生活排水による河川の汚濁などの環境汚染を防ぐため、下水道の整備を進めてきました。

今後、費用対効果なども考慮した上で、計画的な下水道の整備を推進するとともに、災害に強い住環境基盤の構築が求められています。

また、高齢化などの社会的な動向を受けて、住民の需要に対応した火葬場施設の改修、し尿処理体制の整備も必要となっています。

■下水道の整備状況



基 本 方 針

計画的な公共下水道の整備を順次進めるとともに、社会的背景や多様なニーズによる需要拡大を踏まえた火葬場施設の整備、し尿処理体制の維持を図ります。

³⁵ 下水道普及率

総人口に対する下水道利用可能区域内人口の割合。

³⁶ 水洗化率

下水道利用可能区域内人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合。

関連計画
「笠松町一般廃棄物処理計画」(平成19年度～28年度)
「ごみ処理施設整備基本計画」

主な取り組み

- ①計画的な公共下水道の整備
- 進捗状況にあわせた事業認可区域の拡大
 - 効率的な下水道管渠整備と耐震対策の推進
 - 水洗化の促進と下水道への接続促進
- ②衛生的な環境の整備
- し尿および浄化槽汚泥の適正な収集処理の推進
 - 浄化槽の適正な維持管理への指導
 - 公害防止に向けた対策の強化
 - 社会情勢に即した火葬場施設および墓地周辺環境の整備

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
下水道普及率	82.6%	88.6%	94.4%

住民・地域などに期待されること

- すみやかな下水道への接続
- 下水道料金の納付

政策 3 - (1)

循環型社会の構築

現 状 と 課 題

地球環境問題は、地域における住民生活と密接に関わっており、住民が主体となった環境に優しいライフスタイルを浸透させていくことが大切です。

本町では、大気・水質・騒音などの環境は概ね良好であり、また、資源化の取り組みによりごみの減量に一定の成果を上げてきました。

今後、ライフスタイルの多様化にともなうごみ排出方法、減量・資源化の検討や、資源エネルギー対策として新エネルギー³⁷への関心も高まるなか、地域レベルでの環境に優しい暮らしづくりが求められています。

■ごみ処理量の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
焼却場 (t)	7,702	7,572	7,819	7,295	7,203
埋立 (t)	201	182	164	234	249
その他 (資源化) (t)	1,811	1,362	1,275	1,117	1,001

基 本 方 針

環境保全に関する住民意識の高揚や活動の推進、身近な新エネルギーの普及啓発を進めるとともに、ごみの減量・資源化に向けて、住民、事業者、行政が一体となって取り組み、ごみの発生そのものを抑制し、分別排出、分別収集の推進により、ごみの適正処理に努めます。

³⁷ 新エネルギー

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用など、まだ普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

関連計画

「笠松町一般廃棄物処理計画」(平成19年度～28年度)
「ごみ処理施設整備基本計画」

主な取り組み

関連する取り組み

①環境にやさしいまちづくり

- 環境にやさしい暮らし方に関する意識啓発
- 地球温暖化防止対策の推進
- 環境保護活動団体の育成・支援

- 節水を意識した適切な水利用の啓発

②ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの減量化の推進
- リサイクルと再資源化の推進
- わかりやすい分別収集体制の確立と資源回収システムの充実
- 適正な廃棄物の収集・処理の推進
- 関係市町との連携による処理施設の整備や最終処分場の確保

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
新エネルギー施設箇所	0 箇所	1 箇所	2 箇所
低公害車数(町公用車)	3 台	5 台	10 台
生ごみ処理機助成数	9 台	20 台	30 台
資源系ごみ集団回収収集量	477 t	500 t	500 t

住民・地域などに期待されること

- 地球環境に対する意識の高揚
- ごみの減量化や分別収集
- ごみ出しマナーの向上

政策1－(1)

防災対策の推進

現 状 と 課 題

東海地震などの大規模地震の発生が懸念されるとともに、台風や集中豪雨にともなう水害への不安も高まってきています。

本町では、あんしんかさまつメールや防災行政無線の整備、および洪水・地震ハザードマップの作成などを通じ、防災意識の高揚と地域での防災対応力の向上に努めてきました。

今後も地域における避難場所や避難経路の確立を図り、総合防災体制の充実を図っていくことが求められています。

さらに、大規模な災害発生時には、地上の交通が遮断されるおそれもあり、物資の輸送や救急搬送など、迅速な災害時対応に向けた事前の備えが必要となります。関係機関との連携強化や、ヘリコプターの離着陸場の確保などについても検討を進めていく必要があります。



基 本 方 針

地震や水害など万一の災害に備え、日頃より防災意識の高揚を図ります。また、災害時要援護者³⁸の把握と適切な情報の活用を進め、すべての住民の安全を確保していきます。

³⁸ 災害時要援護者

高齢者や障がいのある人、子どもや妊産婦、日本語のわからない外国人など、災害時に何らかの手助けが必要な人のこと。

主な取り組み

関連する取り組み

①総合的な防災・災害時対策の推進

- 環境の変化にともなう地域防災計画の見直し
- 緊急通信体制の充実
- 施設・設備等の整備
- 災害時の応援協定の拡充
- 災害時の支援受入れや迅速な復興に向けた体制の整備

②地域における防災・災害時対策の推進

- 防災に関する意識啓発と防災教育の推進 ●災害時における要援護者支援体制の構築
- 自主防災組織の育成・支援
- 地域における防災訓練の実施
- 災害時要援護者の把握と支援体制の整備

③水害対策の充実

- 関係機関との連携強化による都市型水害対策の強化
- 木曽川の護岸整備等をはじめとする治水事業の促進
- 中小河川や貯留施設等の整備による雨水対策の推進

④耐震化の推進

- 公共施設の耐震化の推進 ●学校施設の耐震化および老朽施設改修の推進
- 一般住宅の耐震化の推進

まちづくり指標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
総合防災訓練参加率	17.89%	25%	35%
木造耐震診断助成件数(旧基準分)(累計) ※旧基準:昭和56年5月31日以前に建てられた 木造1戸建て住宅	79件	150件	200件

住民・地域などに期待されること

- 防災意識の高揚と総合防災訓練への参加
- 身近な地域での日頃からのコミュニティづくり
- 災害の発生に備えた水や非常用食料などの備蓄

政策1－(2)

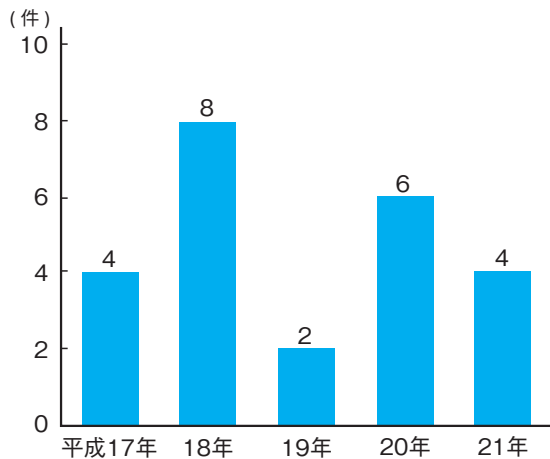
消防・救急体制の充実

現 状 と 課 題

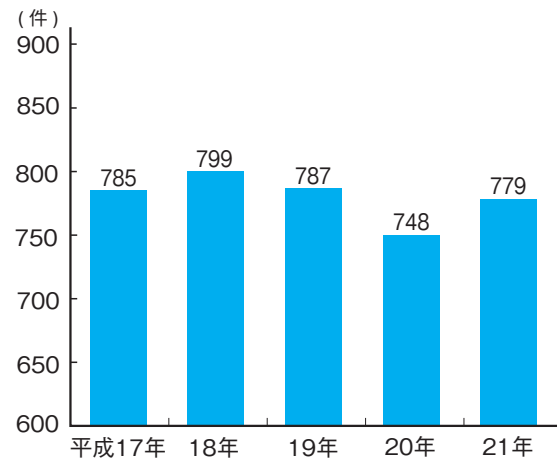
大規模な火災や緊急時に備えるためには、消防団をはじめとする住民の活動や、防火に対する意識の向上が必要です。

また、今後のさらなる高齢化の進行などにもとない、救急救助活動や搬送中の高度な救急救命措置へのニーズが高まるなど、救急業務内容の多様化・高度化への的確な対応が求められています。

■建物火災件数の推移（各年1月～12月合計）



■救急出動件数の推移（各年1月～12月合計）



基 本 方 針

羽島郡広域連合と消防団の連携や、AED³⁹をはじめとする救急救命講習や避難訓練などによる人材育成により、消防・救急体制の充実を計画的に進めます。

³⁹ AED (Automated External Defibrillator)

自動体外式除細動器。心停止状態になった時に、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと。

主 な 取 り 組 み

①火災予防・消防体制の整備 関連する取り組み

- 防火意識の高揚と知識の普及
- 消防団等の地域組織の充実
- 消防施設・設備の整備

②救急・救助体制の整備

- 講習会等を通じた自主救護能力の向上
- A E D等の救急・救助資機材の整備
- 救急医療機関の周知と適切な利用の促進
- I C患者カード⁴⁰の普及促進に向けての検討
- 近隣市町との連携による第2次救急体制の確立

●かかりつけ医づくりの促進

ま ち づ くり 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
普通救急救命講習会受講者数	431 人	500 人	600 人

住民・地域などに期待されること

- 防火意識の高揚
- 救急医療機関の適切な利用
- 普通救急救命講習会への参加

⁴⁰ I C患者カード

医療機関から入院患者等に発行するもので、氏名、生年月日、既往歴、アレルギー等の患者情報が入力されている。

政策2－(1)

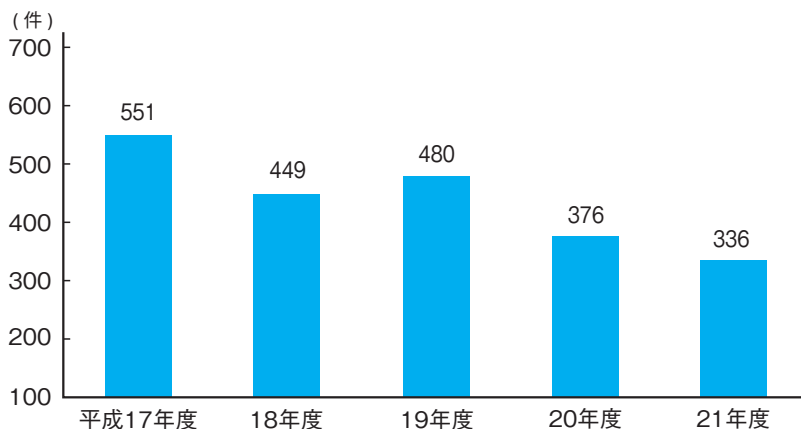
防犯体制の強化

現 状 と 課 題

都市化や高度情報化、高齢化の進行などによる社会環境の変化とともに、地域コミュニティが本来有していた地域の見守り機能などが低下してきており、子どもや高齢者を狙った犯罪などへの対策の強化が求められています。

本町では、近年、犯罪発生件数は減少しつつあり、今後もより治安のよい、誰もが安心できる地域社会づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

■町内犯罪発生件数の推移



基 本 方 針

犯罪を未然に防止するため、一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高め、警察など関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組みます。

主 な 取 り 組 み

- ①犯罪を未然に防ぐ環境づくり 関連する取り組み
- 防犯に関する意識啓発と防犯教育の推進 ●児童生徒の安全の確保
 - 犯罪等に関する情報共有体制の整備
- ②消費者保護対策の推進
- 消費者保護に関する意識の醸成
 - 消費者保護体制の整備
- ③地域防犯活動の育成
- 防犯活動団体の育成・支援 ●児童生徒の安全の確保
 - 青パト⁴¹を利用した防犯活動の強化

ま ち づ くり 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
町内犯罪発生件数	336 件	減少	減少

住民・地域などに期待されること

- 防犯意識の高揚
- 地域における防犯活動の推進
- 子どもたちの登下校時の見守り活動

⁴¹ 青パト

青色回転灯装備車。警察署から自主防犯パトロールの実施を認められた団体が、青色の回転灯を装備した車で巡回を行う。

政策2－(2)

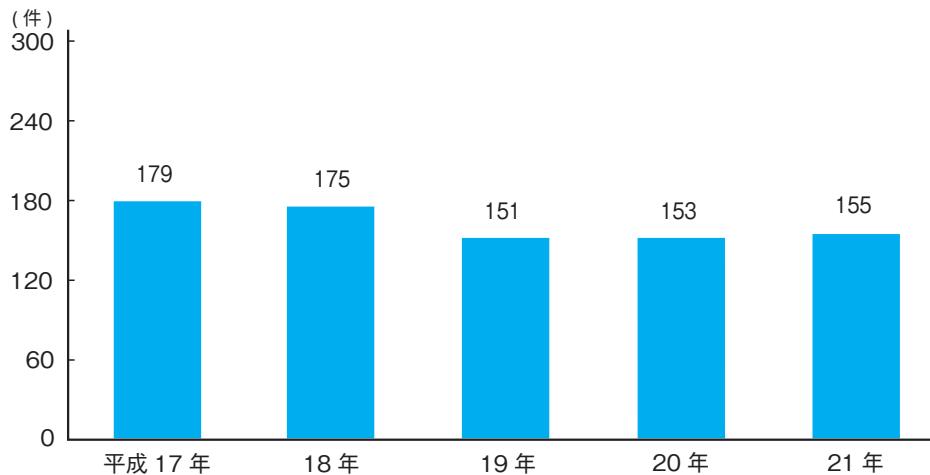
交通安全対策の推進

現 状 と 課 題

平成21年度の全国交通事故死者数は5,000人を切り、9年連続で減少しています。これは、シートベルトの着用率の向上や高速走行事故の減少、飲酒運転などの取り締まり強化などによるものと考えられ、全国的に交通安全の取り組みが進められています。

本町では、交通安全教室などを通じ、交通安全意識の啓発に努めてきました。また、カーブミラーをはじめとする交通安全環境の整備に努めてきました。これからは、高齢化に対応した、ドライバーや歩行者の事故防止などへの対策が求められています。

■人身交通事故件数の推移



基 本 方 針

交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全環境の整備を進めます。関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者の交通安全対策の充実に努めます。

主 な 取 り 組 み

- ①交通事故を防止する環境づくり 関連する取り組み
- 交通安全に関する意識啓発 ●児童生徒の安全の確保
 - 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の実施
 - 交通安全施設の整備
- ②住民主体の交通安全活動の促進
- 交通安全活動団体への支援
 - 警察等、関係機関との連携強化

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
人身交通事故件数	155 件	減少	減少

住民・地域などに期待されること

- 交通安全意識の向上
- 子どもたちの登下校時の見守り活動
- 高齢者への交通安全意識の啓発

政策1－(1)

住民参加によるまちづくりの推進

現 状 と 課 題

住民生活に関する各分野の行政施策は非常に多岐にわたっており、住民にわかりやすい情報の発信が求められています。

本町では、各種審議会や委員会などで住民の意見や要望を聞く機会を設けるなど、さまざまな取り組みによって住民と行政が互いに知恵を出し合い、連携・協力して住民主体のまちづくりを進めてきました。

今後、高齢化や情報化の進展に対応して、広報紙やホームページのさらなる充実を図り、より多くの幅広い意見を把握するとともに、住民意見を反映したまちづくりを推進していくための実施方法の改善が必要です。



基 本 方 針

広報紙やホームページなどのさらなる充実を図り、今後もより多くの場面において協働のまちづくりを進めます。住民と行政が課題を共有できるよう、積極的に正確な行政情報の提供に努め、住民が政策の形成段階から参画でき、発言できる機会を充実させていきます。

主 な 取 り 組 み

- ① 広報の充実 関連する取り組み
- 誰もが読みやすい広報紙づくり

○速報性の高い町ホームページの充実

○地上デジタル放送・データ放送による地域情報の発信

○町政情報の積極的な公開

○各種メディアへの町情報の積極的な発信
- ② 広聴の充実
- 各種審議会や委員会等への参画機会の拡充および参画促進

○町政懇談会やアンケート調査等の継続的な実施

○政策決定過程におけるパブリックコメント⁴²やワークショップの実施
- ③ ともに考える機会づくり
- 行政と住民の双方向による意見交換・情報共有システムの構築

○住民同士の交流機会広場の設置
- 政策・方針決定の場合の女性の積極登用
- 協働によるまちづくりの推進
- 住民協働による行政の役割の見直し

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
町ホームページアクセス数	209,317 回	250,000 回	300,000 回
各種行政計画に占めるパブリックコメント 実施率	0 %	50%	100%

住民・地域などに期待されること

- アンケート調査やパブリックコメントを通じた町政への参画

⁴² パブリックコメント
計画などを定める際に、その案を一般に公表して広く意見を求める制度のこと。

政策1－(2)

気配り行政の推進

現 状 と 課 題

地方分権の推進により、地域に最も身近な基礎自治体の重要性が増しており、これまで以上に切れ目のない窓口対応や、親切で親身な相談体制が求められています。

今後、職員一人ひとりが役場の進めている施策についてさらに理解を深め、住民の立場に立った親切でわかりやすい対応に向けて意識を高めていく必要があります。



基 本 方 針

職員一人ひとりが行政の役割や進めている施策への理解を深め、住民にわかりやすく、親切で親身な窓口対応に努めます。

主 な 取 り 組 み

- ①職員意識の向上
- 親切で親身な対応に向けた職員意識の醸成
- 行政施策の横断的な理解促進
- 職員研修を通じた人材育成の推進
- ②効率的で柔軟な庁内体制の整備
- 住民ニーズを受け止め、すばやく対応する庁内連携体制の整備
- 専門性を高め、活かす職員配置の推進

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
職員研修参加者数の割合	32.5%	増加	増加

住民・地域などに期待されること

- 日頃からの町政への関心と理解

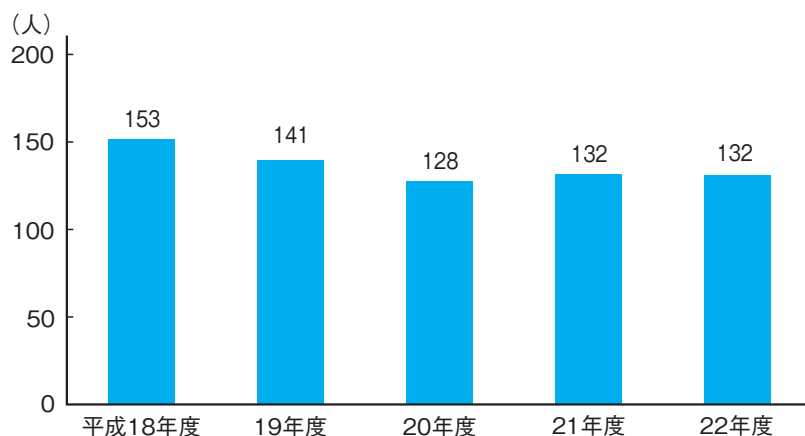
政策2－(1)

効果的な行政運営の推進

現 状 と 課 題

行政に対する住民ニーズが多様化・高度化する一方、その裏付けとなる財源は限られています。今後の町政運営にあたっては、限られた財源や人材の有効活用を基本に、行政の担う役割の重点化を図ることが求められています。また、多様な行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、人材育成と定員の適正化、情報化の推進による業務の効率化などを継続的に進めていく必要があります。

■職員数の推移



基 本 方 針

限られた行財政資源のなかで、多様な住民ニーズを的確にとらえ、信頼される行政サービスを提供していくため、透明度の高い行政評価のもと、効率的な行政運営と職員一人ひとりの能力向上に努め、住民の視点に立った行政運営を進めていきます。

主 な 取 り 組 み

- ①満足度の高い行政サービスの提供 関連する取り組み
- 住民本位の住民サービスの向上
 - 住民協働による行政の役割の見直し
 - 個人情報保護体制の強化
- 協働によるまちづくりの推進
●行政と住民の双方向による意見交換・
情報共有システムの構築
- ②効率的・効果的な行政運営の推進
- ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用した事務の効率化
 - 公民連携・民間委託等による事務の合理化
 - 地方分権や地域課題に応じた行政機構や組織の見直しと定員管理の適正化

住民・地域などに期待されること

- 日頃からの町政への関心と理解

政策2－(2)

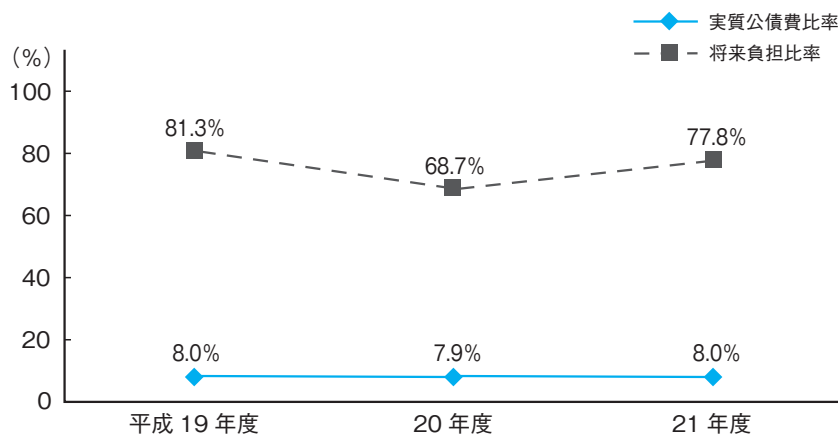
健全な財政運営の推進

現 状 と 課 題

現在、国をあげての行政改革が進んでおり、厳しい歳出の抑制が行われています。しかし、少子高齢化の進行にともない、社会保障に関する経費などは増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況となることが予想されます。

このようななかで、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応し、持続的な発展を遂げていくためには、長期的な財源確保を図るとともに、健全な財政運営を進め、安定した財政基盤をつくっていく必要があります。

■財政健全化比率の推移



基 本 方 針

公平かつ適正な課税を進めるとともに、納税機会の拡大による住民の利便性と収納率の向上に努め、安定した財源の確保を図ります。

また、積極的な財政情報の公開を進め、住民の理解と信頼に基づく、健全な財政運営を推進します。

主 な 取 り 組 み

①透明性の高い計画的な財政運営の推進

- 積極的な行財政情報の公開
- 総合計画に基づく中長期財政計画の策定

②持続可能な財政運営の推進

- 財源の重点かつ効率的な予算配分の推進
- 国・県等の制度事業の効率的・計画的な活用
- 税や保険料の適正かつ公平な徴収と受益者負担の適正化

ま ち づ く り 指 標

指標名	H 21 年 (現状値)	H 27 年 (中間値)	H 32 年 (目標値)
実質赤字比率 ⁴³	赤字なし	赤字なし	赤字なし
連結実質赤字比率 ⁴⁴	赤字なし	赤字なし	赤字なし
実質公債費比率 ⁴⁵	8.0%	9.0%	10.0%
将来負担比率 ⁴⁶	77.8%	90.0%	100.0%

住民・地域などに期待されること

- 税・保険料などの納付

⁴³ 実質赤字比率
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

⁴⁴ 連結実質赤字比率
一般会計等に、国民健康保険事業特別会計等の特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

⁴⁵ 実質公債費比率
一般会計等が負担する借入金の返済額やこれに準じる額の標準財政規模（町税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率の3か年平均値。その団体として、どのくらい借金の返済に充てているかなどの割合で、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、一般会計等の資金繰りの危険度を示す指標。

⁴⁶ 将来負担比率
地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

政策2－(3)

広域行政への対応

現 状 と 課 題

情報化の進展や社会環境の変化にともない、住民の日常生活圏は広域化しており、本町でもこれに対応した、関係自治体との相互連携に努めてきました。また白川町と、災害時における相互応援盟約に関する覚書を結び、平時からの交流関係を築いてきました。

今後さらなる住民ニーズの多様化にともない、関係市町が相互に連携し、それぞれの役割を担いながら、町域を越えた質の高い行政サービスの提供を行うことが求められています。

また、国全体で検討されていく道州制⁴⁷などの新たな枠組みや、自治体間連携などに対しても柔軟に対応していく必要があります。



基 本 方 針

周辺自治体との連携により、公共施設の相互利用や公共施設の共同設置、地域特性や住民活動を通じた多様な事業展開を進めます。

⁴⁷ 道州制

国内を、現在の都府県よりもより規模の大きな道および州に編成し、中央集権型国家から分権型国家への移行をめざす仕組み。

主 な 取 り 組 み

①交流の活性化

- 関係市町との人事交流事業の推進
- 住民活動における交流の促進

②共同事業の推進

- 公共施設の相互利用の推進
- 住民サービスの拡充
- 福祉・保健や文化等、広域的な体制による施設の整備

住民・地域などに期待されること

- 町域を越えた活発な生活・経済活動
- 広域で実施する事業への参加

資料編

Data

1 笠松町総合計画審議会 諮問・答申

(1) 笠松町第5次総合計画の策定について(諮問)

笠松町総合計画審議会 会長 様

笠 企 第 1 8 0 号

平成22年7月26日

笠松町長 広 江 正 明

笠松町第5次総合計画の策定について(諮問)

笠松町総合計画審議会条例(昭和55年7月12日条例第17号)第2条の規定に基づき、
笠松町第5次総合計画の策定について諮問します。

(2) 笠松町第5次総合計画の策定について(答申)

平成23年1月13日

笠松町長 広江 正明 様

笠松町総合計画審議会
会 長 岩井 弘 栄

笠松町第5次総合計画の策定について(答申)

平成22年7月26日付け笠企第180号によって本審議会に諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、笠松町第5次総合計画(案)を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、まちづくりの将来像である「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」の実現に向け、この計画に掲げた各種施策の着実な実施を求めるとともに、下記の事項に十分配慮し、最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 本計画の趣旨や内容を分かりやすく住民に周知するとともに、計画内容の進ちょく状況を随時把握し、住民へ公表し、広く住民の理解と協力を求め、住民参画と協働によるまちづくりを進めていただきたい。
2. 行政運営においては、行政改革の推進と効率的な予算執行による堅実な行政経営を行うとともに、住民に分かりやすい財政状況の公表に努め、財政の透明化を進めていただきたい。
3. 計画期間が長期な為、今後の社会経済情勢などの変化を的確に把握され、内外の動向等にも十分留意し、柔軟に町政運営を進めていただきたい。

2 笠松町総合計画審議会設置条例

昭和 55 年 7 月 12 日
条例第 17 号

改正 平成 11 年 3 月 18 日条例第 6 号 平成 13 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 21 年 12 月 22 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問機関として、笠松町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、笠松町総合計画の策定に関する事項を審議する。
(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 町議会議員
- (3) 公募による者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 6 号抄)

(施行期日)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 笠松町総合計画審議会 名簿

委員区分	委員氏名	選出団体・役職等
有 識 者	伊藤 弘	老人クラブ連合会 会長
//	◎岩井 弘栄	羽島郡二町教育委員会 教育委員
//	岩田 壽	農業委員会 会長
//	加藤 知彦	商工会 代表
//	加藤 大武	(社) 岐阜青年会議所 理事長
//	久納 万里子	元男女共同参画推進懇話会 委員 元岐阜圏域ネットワーク会議 委員
//	志智 慈朗	県青少年育成推進指導員
//	杉山 広子	元体育指導員
//	高木 美登里	母子保健推進委員 代表
//	勅使川原 久貴子	民生児童委員 体育施設運営委員会 委員
//	○道家 嗣典	道徳のまち笠松推進会議 委員
//	服部 靖嗣	社会福祉協議会 会長
//	松波 英寿	羽島郡医師会 理事
//	松原 功	産業界代表
//	山田 善夫	町内会連合会 会長
町 議 会 議 員	船橋 義明	町議会議員
//	安田 敏雄	町議会議員
公 募 に よ る 者	名和 秀司	公募委員
//	林 艶子	公募委員

◎会長 ○副会長(敬称略)

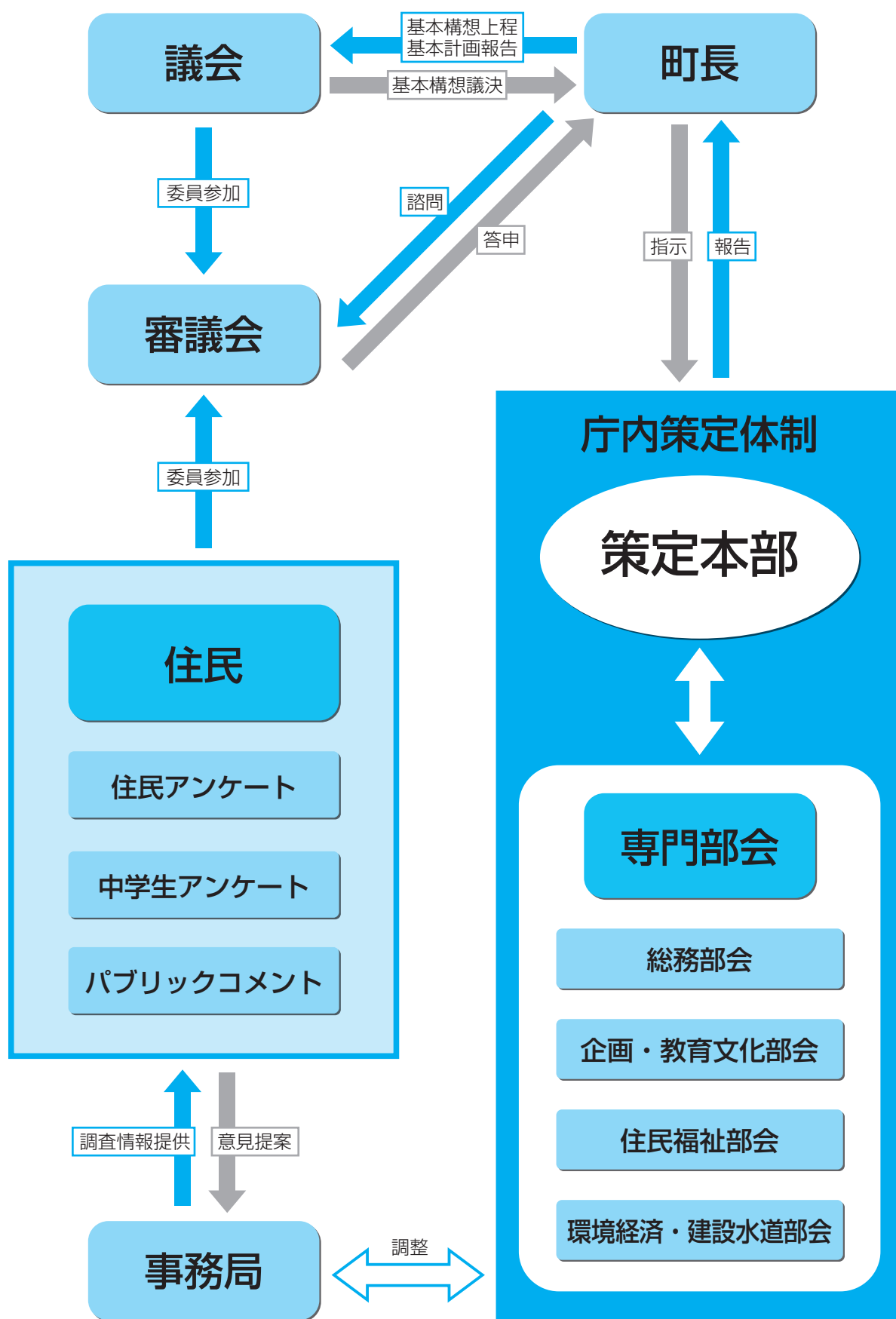
※委員区分別、50音順



4 笠松町第5次総合計画策定の経過

年	月日	項目内容
平成 21 年度	7月 15 日	第 1 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	8月 19 日	笠松町第 5 次総合計画策定専門部会 (全体会)
	9月 1 日	第 2 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	9月～12月	庁内各課・関係機関における現行事業・方向性の確認
	10月～11月	住民意識調査 (一般住民、中学生、職員) の実施
	3月 23 日	第 3 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
平成 22 年度	5月 6 日	第 4 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	7月 23 日	第 5 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	7月 26 日	第 1 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	9月 2 日	第 6 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	9月 10 日	第 2 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	10月 8 日	笠松町第 5 次総合計画策定専門部会 (全体会)
	10月 18 日 ～ 22 日	笠松町第 5 次総合計画策定専門部会 (分科会)
	11月 2 日	第 7 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	11月 9 日	第 3 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	11月 17 日	第 8 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	12月 1 日 ～ 27 日	パブリックコメントの実施 (意見総数: 19 件)
	1月 6 日	第 9 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	1月 13 日	第 4 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	1月 25 日	第 10 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	1月 28 日	笠松町第 5 次総合計画・基本構想の議決
	2月 8 日	第 11 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議

5 笠松町第5次総合計画 策定体制



6 総合計画の変遷

名称と将来像（基本理念）	計画期間と人口の設定	基本施策
笠松町総合計画 清流木曽川に抱かれた住み よい豊かな商工業都市	昭和 50 年度から 昭和 59 年度 人口設定 26,700 人	1 繊維部門を中心とした商工業振興の町 2 農業の緑と木曽川の自然が調和した憩いある町 3 知性豊かな教育文化の町 4 希望に満ちた福祉の町 5 住みよい清潔な環境の町
笠松町第 2 次総合計画 清流木曽川にいだかれ こころ豊かな連帯社会	昭和 56 年度から 平成 2 年度 人口設定 23,600 人	1 自然と調和し安全で快適に暮らせるまち 2 健康で安心して暮らせるまち 3 生きがいある生活を支える産業振興のまち 4 生活文化を高めこころ豊かに暮らせるまち
笠松町第 3 次総合計画 木曽の清流にいだかれた 個性豊かな生活文化都市 人・自然・文化の調和 ～“静”から“動”へのプロ ローグ～	平成 3 年度から 平成 12 年度 人口設定 26,000 人	1 生きがいと安らぎのあるまちづくり 2 活力と個性のあるまちづくり 3 快適でうるおいのあるまちづくり 4 心の豊かさと文化のかおるまちづくり
笠松町第 4 次総合計画 清流木曽川に抱かれた 個性豊かな生活文化都市 ～にぎわいが育む きらめ く未来～ （基本理念） “調和”を大切にしたまちづ くり～調和とは：互いの性 質が衝突しないで、新しい 良さを見いだすこと～	平成 13 年度から 平成 22 年度 人口設定 23,000 人	1 快適で暮らし心地のよいまち 2 温もりとやさしさに包まれたまち 3 学び活動する元気なまち 4 にぎわいと交流を育むまち 5 パートナリーシップによるまち

注：笠松町総合計画は急変する社会情勢により、新しい視点で計画を見直すことが必要となり、昭和 56 年 3 月に第 2 次総合計画が策定された。

7 パブリックコメントで寄せられた意見

(1) 意見募集結果

	内 容
実施時期	平成 22 年 12 月 1 日 から 12 月 27 日まで
意見提出状況	提出者数 5 人 意見数 19 件
意見提出方法	郵送 1 人 ファクシミリ 1 人 電子メール 2 人 直接持参 1 人

(2) 意見の内容

序論について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
1	3 ページ 計画の構成 (イメージ図) について	関連する個別計画の「男女共同参画プラン」を追加してはどうか。	関連する町の個別計画につきましては、主なものを記載しております。「男女共同参画プラン」は今後の施策展開のなかにおいて非常に重要なものであることから、追加記載いたしました。

基本構想について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
2	23 ページ 4 土地利用構想 (2) 利用区分別土地利用の考え方 農業系	「優良農地としての機能保全を推進します」とあるがどうということか。 笠松町には農業振興地域はなく、農業を推進していくよりも市街化区域を拡大していくべきではないか。	市街化区域の拡大につきましては、人口動向や農地との配置等を勘案し、秩序ある土地利用を推進するよう検討してまいります。 また、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の場としての機能のほかにも、水源のかん養や防災機能など多面的な機能を持っており、こうした多面的機能の発揮の基盤であることから、市街化区域と市街化調整区域のバランスをとりながら優良農地もできる限り確保していくことが重要であると考えております。
3	26 ページ 基本方向 2 生涯にわたって楽しく学べるまち 2-(2) スポーツ活動の推進	「スポーツ活動の推進」とあるが、「誰もがいつでも、いつまでも学び…」を受け、「生涯スポーツの推進」としてはどうか。	本計画書 51 ページにおいて、主な取り組みとして「②生涯スポーツの推進」を入れており、ここではより広い意味でとらえ、「スポーツ活動の推進」という表現を用いております。

基本計画について

基本方向1 いのち輝くやさしいまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
4	40 ページ (1) 子育て支援の推進 <u>基本方針</u>	「～、子どもが健やかに成長し、また子どもを生み育てやすいよう子育て支援を推進します。」とあるが、「～、子どもが健やかに成長し、子どもを産み、夫婦で協力して子育てができるような支援を推進します。」としてはどうか。	子育て支援につきましては、夫婦間での協力はもちろんのこと、さらに広範囲でとらえることが重要であり、町全体で取り組む必要があると考えております。
5	40 ページ (1) 子育て支援の推進 <u>主な取り組み</u>	「男性・女性ともに育児休業が取りやすい環境の推進」をどこかに入れてはどうか。	本計画書 41 ページの主な取り組み「③地域における子育て支援の充実」のなかの「地域における子育て支援機能の強化」や、43 ページの主な取り組み「②男女共同参画の推進」にあります「事業所等における仕事と家庭生活の調和の推進」のなかで検討してまいります。
6	42 ページ (1) 人権尊重社会の実現 <u>主な取り組み</u> ②男女共同参画の推進	「町内事業所における女性管理職の積極登用」をどこかに入れてはどうか。	女性がその個性と能力を尊重され、企画立案や方針決定の過程に参画していくことは極めて重要であり、これまでは男性が従事する傾向にあった職域についても配置の拡大を図っていく必要があります。
7	42 ページ (1) 人権尊重社会の実現 <u>まちづくり指標</u>	「女性管理職の割合」を指標として追加してはどうか。	女性の管理職登用についても、適材適所の人材配置を基本とし、男女を問わず、管理職としての資質や能力、意欲を重視して行っていくことが重要であると考えております。
8	42 ページ (1) 人権尊重社会の実現 <u>住民・地域などに期待されること</u>	「固定的な性別役割分担にとらわれない家庭・職場環境づくり」とあるが、「育児・家事など夫婦が協力するとともに、男性・女性が育児休業を取得しやすい環境づくり」としてはどうか。	子育て支援につきましては、本計画書 40 ページに「(1) 子育て支援の推進」として掲載しております。 ここでは、すべての男性・女性が固定的な性別による役割分担にとらわれない環境づくりについて記載しております。

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち については意見なし

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
9	56 ページ (2) 商工業の振興	下羽栗地区は商業施設が少ないため、岐阜都市計画マスタープランに基づき誘致を願いたい。	人がつどう活力あふれるまちに向けた都市機能の整備と集積を図りながら商工業の振興を推進してまいりますので、ご提案については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
10	58 ページ (3) 観光・イベントの推進 <u>主な取り組み</u> ①観光・交流を促進する基盤の整備	「観光・イベント等の情報発信」とあるが、「名古屋など中京圏に向けた」を文頭に加えたほうが良いのではないかと。	名古屋など中京圏はもちろん、インターネットをはじめとする情報通信網などの利用により、より広く情報発信をしてまいります。
11	58 ページ (3) 観光・イベントの推進 <u>主な取り組み</u>	ハード面で ①古い町並み(本町・八幡神社前)の電柱の地下埋設化 ②観光のまちに必要な公衆トイレの設置 をどこかに記載してはどうか。	電柱の地下埋設化の実施につきましては、道路幅員や地下埋設物の状況などによって大きく制限されますので、周辺の土地利用の状況を含め財政状況も勘案しながら個別・総合的に判断していくこととなります。 また、笠松町には現在 43 のまちの駅があり、そこでは腰を下ろせる場所があることや、地域の散策情報を提供できること、トイレが近くにあることなど、休憩、案内、交流、連携の 4 つの機能が備わっており、来訪者への対応は可能と考えております。

基本方向4 便利で快適な住みよいまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
12	66 ページ (2) 便利で快適な道路網の整備	笠松駅から西金池町に通じる名鉄名古屋本線ガード下の道幅があまりにも狭くさらに鋭角になっており、通過するのに極めて難所となっているため、関係方面への働きかけにより拡幅をお願いしたい。	名鉄名古屋本線ガード下の拡幅につきましては、ガードの橋梁改修が困難であったことから、暫定措置として道路管理者の県に働きかけ、ガードへの進入角度を緩くする線形改良を行い、現在に至っております。 町内の狭あい道路につきましては、便利で快適な道路網の整備や防災上の観点などを踏まえながら、協働で基盤の整備を図っていく必要があると考えております。
13	68 ページ (3) 公共交通体系の充実	J R 東海道本線新駅設置の検討はしないのか。	本計画書 69 ページの主な取り組み「②地域公共交通サービスの検討」のなかで検討してまいります。

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
14	70、71 ページ (1) 良好な住環境の創出 主な取り組み ②うるおいのある景観づくり	下羽栗地区は公園が少ないため、整備をお願いしたい。	本計画書 71 ページの主な取り組み「②うるおいのある景観づくり」の「地区基幹公園や身近な街区公園の整備」のなかで、全町域を対象に検討してまいります。
15	72 ページ (2) 清潔で快適な環境の整備 主な取り組み	直接投入型ディスポーザーの導入を検討してほしい。	ディスポーザーの導入については、下水処理施設の負担が増大し、処理ができなくなることや、下水管路の閉塞を招くおそれがあることなど、現処理施設での問題の解消が必要となります。

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
16	76 ページ (1) 防災対策の推進	東南海大地震等による災害を想定すると、外傷を受けた人に対する対応が、最初の最も大切な対応であるが、災害により病院機能が麻痺した場合には、被災していない地域へ患者を搬送する必要がある、被災者の集まる病院近くにヘリポートをつくるのが将来の防災計画を考える上で必要ではないか。	災害発生時の対応については、本計画書 77 ページの主な取り組み「①総合的な防災・災害時対策の推進」、②「地域における防災・災害時対策の推進」のなかで検討してまいります。ヘリポートの設置については、既存の公共施設用地等において緊急離着陸場としての代用の可能性等を含め総合的に検討してまいります。
17	76、77 ページ (1) 防災対策の推進 主な取り組み ③水害対策の充実	円城寺地内で平成 20 年に浸水被害があったが、具体的な対策を聞きたい。	本計画書 77 ページの主な取り組み「③水害対策の充実」のなかで検討してまいります。
18	78、79 ページ (2) 消防・救急体制の充実 主な取り組み ②救急・救助体制の整備	火災で焼死する高齢者が急増しており、高齢者の主な生活場所が把握できていれば助かる確率も高くなるため、「高齢者の家の中における生活場所（寝室・居間・台所）のマップ作成の推進」を追加してはどうか。	現在、住民との協働による災害時要援護者避難支援対策を進めておりますが、今後はご意見を参考に、本計画書 79 ページの主な取り組み「②救急・救助体制の整備」や 77 ページの主な取り組み「②地域における防災・災害時対策の推進」のなかでマップの作成について検討してまいります。

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
19	84、85 ページ (1) 住民参加によるまちづくりの推進 主な取り組み ②広聴の充実	「町政懇談会やアンケート調査等の継続的な実施」とあるが、「町政懇談会」はどこでやっているのか。	毎年11月に町主催で全町内会長にお集まりいただき開催しております。懇談会では、町内会からの町政に対する要望に対し町長からお答えさせていただいております。

笠松町第5次総合計画

発行 笠松町

編集 企画環境経済部企画課

発行年月 平成23年3月

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL:058-388-1111 FAX:058-387-5816